第４章

プランの施策内容

第４章　プランの施策内容

＜施策目標ごとの取組項目及び具体的な事務事業等の記載について＞

施策目標 1　・・・施策目標１～７を示しています。

［1］　・・・各施策目標の基本事業を示しています。

現状　・・・基本事業ごとの現状をデータ等で示しています。

取組の方向性　・・・取組の方向性を示しています。

取組項目　・・・取組の方向性ごとに、取組内容、主な事務事業等を表形式で示しています。

成果指標　・・・基本事業ごとに成果指標（現状、目標値）や主な取組指標（実績）を示しています。

＜取組項目の表の記載について＞

①	取組 No.	取組項目名	◆今後の方向性◆
②	取組内容		
③	担当課		
④	主な事務事業		

①･･･取組 No.、取組項目名、今後の方向性（継続、充実、新規、見直し・改善）を示しています。

②･･･取組内容を示しています。以下のマークで取組の特色を示しています。

- **子ども**　主に子どもが主体となって進めることを目指す取組
- **市民**　主に市民が主体となって進めることを目指す取組
- **協働**　特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組
- **応援**　子どもの現在及び将来が貧困等の生まれ育った環境によって左右されず、夢や希望を持つことができるよう応援する取組

③･･･行政の担当課を示しています。

④･･･今後進めていく具体的な事務事業を示しています。

なお、第５章では量の見込みを記載していますが、これは本章で整理された取組項目の一部について、供給方針等を定めたものです。

施策目標１　子どもの権利を尊重します

［１］　子どもの権利の尊重

現状

●子どもをとりまく生活環境や社会が急速に変化する中で、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困、インターネットや SNS などによるトラブルなど、子どもの育ちをめぐる問題が顕在化しています。
●子どもの最善の利益が実現する社会づくりを進めるためには、社会全体が、子どもを一人の人間として認めるとともに、すべての人が子どもの権利(人権)を尊重することが大切です。
●虐待・いじめなどによる子どもの人権侵害を防止するとともに、相談・支援のしくみづくりが求められています。
●子どもたちが社会に関わる中で、子どもの参加と意見表明の機会を拡充する必要があります。

（１）子どもの権利尊重の認識

子どもの権利尊重については、８割を超える保護者が「（ある程度）尊重している」に回答している反面、子ども本人の意見では「中学２年生」では「（あまり）尊重されていない」が 11.5%となっており、保護者側の 4.6～5.7%に対して差が見られるのが特徴です。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

（2）悩み事や困っていることの内容

子ども自身の悩みの内容については、「なやみや困っていることはない」を除くと、最も多い回答は、小学５年生で「友だちとの関係」が 30.3%、中学２年生、高校２年生世代で「進路や将来のこと」が各々46.0%、65.2%となっています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の方向性

① 子どもの権利についての広報・啓発を充実します。
② 子ども自身からの相談に対応できる体制を整備します。
③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます。
④ 子どもの意見表明と参加の機会を創出します。

取組項目

①子どもの権利についての広報・啓発の充実

1	子どもの権利の広報･啓発	◆継続◆
取組内容	子どもの権利を尊重し、かつ子どもの最善の利益を考慮したまちづくりを実現するため、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・啓発活動を推進します。また、子ども自ら「こどもの権利」を学習する機会に関する活動を推進します。 子ども 協働	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連）	
2	学校における人権教育の実施	◆継続◆
取組内容	人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を市内に広めるとともに、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	

夢たちコラム

子どもの権利＝ｒｉｇｈｔｓに基づくまちづくり

第一次プラン策定時、子どもの権利のとらえ方は、人により立場により異なっていた。「子どもの意見をしっかり聞き、互いの価値感を認め合おう」という意見もあれば、「権利には責任が伴うのでは？」「子どもの権利を前面に出しすぎると、子どものわがままを助長し、現場での対応が困難になる」との意見もあった。

権利（＝ｒｉｇｈｔｓ）とは、そもそも「あたりまえのこと、正当なこと」を意味しており、人権や子どもの権利は生まれながらに備わっているものである。

第三次プランの推進にあたっても「ひとりひとりの子どもに自己肯定感を持ってもらうこと」をめざし「子どもたち誰もが幸せになるように配慮することは大人の義務であり、子どもの権利である」という子どもの権利条約の理念に基づいて子育ち・子育てを応援してきた。

今期推進会議では最初に安部芳絵氏による子どもの権利ワークショップを行い、子どもの権利の基本を委員が学び合い、共通の子ども観を持てるようにした。また推進会議のメンバーである中高生委員は、子どもの視点からの意見を延べ、委員たちに多くの気付きを与えてくれた。

しかし、子どもの権利が広く市民に浸透しているかというと、まだまだ課題であり、市民意向調査の『子どもの権利条約』の認知度は「名前だけは知っている」を含めても保護者では約５割、子どもでは３割弱であった。

会議の中でも子どもの権利の広報啓発活動をさらに充実させる必要があることが出され、中高生委員が「ウドラ夢たち基金」を使って子どもの権利を知ってもらうためのクリアファイルづくりにも挑戦した。

子どもの権利を尊重し、おとなも子どもも自分を肯定して生きていくことのできるまちづくりを今後も確実に推し進めていくためには、立川市独自の子どもの権利に関する条例を市民と共につくることが望まれている。

②子ども自身からの相談に対応できる体制の整備

3	**学校における相談体制の推進**	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。 応援	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	
4	**子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談[1]の実施**	◆継続◆
取組内容	保護者だけでなく子ども自身が教育相談を利用しやすいよう、児童・生徒等への周知を図るとともに、子育て・福祉などの関係課・機関との連携を進め、必要な支援につながる教育相談を実施します。 応援	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談	
5	**子どもの人権SOSミニレターの配布**	◆継続◆
取組内容	「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を子どもたちに配布することにより、人権擁護委員[2]を知らせ、子ども自身の相談につなげます。	
担当課	生活安全課	
主な事務事業	人権擁護委員事務局	
6	**子ども向けの消費生活相談[3]の実現**	◆継続◆
取組内容	トラブルに巻き込まれた子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、消費者問題への意識啓発を進めます。	
担当課	生活安全課	
主な事務事業	消費生活相談事業（啓発事業）	
7	**チャイルドライン等の支援**	◆継続◆
取組内容	チャイルドライン等、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える市民団体の取組を支援します。 市民	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進(事業実施関連)	
8	**子どもからの権利保護･救済に関する相談窓口の設置**	◆継続◆
取組内容	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

[1] 教育相談：幼稚園や学校に行きたがらない、友達と遊べないなど、気がかりなことや悩みごとについて、子ども未来センターにある教育支援課において、心理の専門相談員が相談にあたっています

[2] 人権擁護委員：人権擁護について理解があり、人格識見ともに優れた人が選ばれ、法務大臣から委嘱されています。本市においては 12 人（令和元(2019)４月１日時点)の委員が活動しています。主な活動としては、人権相談(暮らしの中のもめごと、学校や職場内でのいじめなど、さまざまな人権侵害について相談に応じる)、人権啓発(人権を尊重することの重要性を正しく認識してもらうため、人権週間などを利用して広報活動をする)を行っています

[3] 消費生活相談：専門の相談員が、商品などの契約や品質、表示、サービスについてのトラブル、暮らしの情報など、消費生活に関するさまざまな相談に応じています。女性総合センターにおいては、毎週月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。また毎月第 3 木曜日は電話相談のみ)の 9:00～16:00 に相談を受けています

夢たちコラム

SNSの禁止ではなく、子どもオンブズパーソンを

ツイッターのダイレクトメッセージ機能を悪用し、小学６年生の女の子を誘拐した事件が話題となりました。この事件を受けて「SNSで知らない人と連絡をとらないなどあらかじめ子どもとルールを作っておくこと」「年齢制限を強化することも必要」などの声があがっています。確かに、ネット上のトラブルを防止するためには、子どもとルールを確認しておくことは非常に重要です。とはいえ、SNSから子どもを遠ざけるだけで問題は解決するのでしょうか。

子どもたちはなぜ知らない人と連絡をとったのか、そのことをおとなはよく考える必要があります。子どもの身近に、その子の話を聴いてくれるおとながいなかったのかもしれません。「親がしっかりすればよい」という考えもあるでしょう。しかし、小学校高学年から中高生にかけては、親に相談しにくいことも増えていきます。

これは、決して悪いことばかりではありません。自立に向かうプロセスでもあるからです。とはいえ、子どもだけでは危険な目に遭うこともあります。だからこそ、思春期以降の子どもたちの声を受け止め、成長を見守る親以外のおとなが必要なのです。

子どもの相談・救済を担う機関として子どもオンブズパーソンがあります。子どもオンブズパーソンは公的第三者機関で、独立性があり、子どもに寄り添って問題の解決を図っていきます。日本では1999年に兵庫県川西市で創設されたのを皮切りに、30余りの自治体で設置されています。東京都では、世田谷区や西東京市にあります。ぜひ立川でも子どもオンブズパーソンが実現できたらと願っています。

③児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応

9	児童虐待の未然防止･早期発見	◆充実◆
取組内容	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤル[1]についても継続して周知します。 協働 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	
10	いじめの防止と早期発見･早期対応	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務、教育相談	

[1] オレンジリボンダイヤル：子ども家庭支援センターの虐待通告専用電話です。電話番号 042-528-4338(月曜～土曜日(祝日、年末年始除く)8:30～17:00)、平日夜間と日曜祝日は、東京都児童相談センター(03-5937-2330)が受け付けています。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、通話料無料で、近くの児童相談所につながります

夢たちコラム

子どもの人権から児童虐待防止策を考える

先日とある子ども虐待防止策イベントに参加した。虐待サバイバー（虐待を受けて生き残った人）から自身の経験を元に、虐待防止策について話してもらうものである。また議員の参加も募り、直接生の声を聞いてもらうという画期的な仕組みである。虐待サバイバーの生の声を聞くのは初めてであった。児童虐待が及ぼす人生への影響がどれだけ大きいことか計り知れないものだと痛感した。大人になっても尚、虐待の後遺症に苦しみ、毒親から逃れるために戦い、生きづらさを抱えたまま生きている当事者は多い。改めて、児童虐待は子どもの人権侵害であると声を大にして言いたい。

日本では、虐待された子どもが権利を主張する機会は少ない。勇気を出して189に電話をしても、8割以上は保護されない。相談件数も多く、受け入れのキャパシティを超えている現状がある。

そもそも虐待された子が家を出るのではなく、虐待した親が家を出るべきだということが指摘されており、もっともだと感じた。

イベントに参加して知ったのだが、実は、子ども自身が虐待などを理由に親権停止の申し立てをすることができる。しかしながら、このことを知っている子どもは日本では何人いるのだろう。

虐待によるカウンセリング費用を子が親へ請求できる権利や、一時保護された段階で親・子へのカウンセリングや治療を強制的に実施すること、虐待により子が家を出る場合の自立支援制度、親権フリーや子が親権者を選べる権利など、当事者目線での虐待防止策は目から鱗であった。今回参加してみて改めて重要だと感じたことが2点ある。

1点目は、子ども（当事者）から話を聞くこと、2点目は、問題が起きないよう予防策を講じること。特に、私はこの夢たち子ども21プランの推進委員として、この2点を肝に銘じて、児童虐待防止のための施策の推進を求めていきたい。

④子どもの意見表明と参加の機会の創出

11	中学生の主張大会の開催	◆継続◆
取組内容	市内の中学生が、日常生活の中において考えていることや経験したことを広く社会に訴えることにより、子どもたちの自立心や社会性を育むとともに、中学生の意識に対するおとなの理解と関心を高めることをねらいとして、「中学生の主張大会」を開催します。 子ども 協働	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	青少年健全育成事業	
12	子どもが市政等に関する意見を表明する機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもが市政等について意見を表明する場として、若者世代対象のタウンミーティングや子ども委員会などを実施します。また、市ホームページ等により、市政等について、子どもにもわかりやすく伝わるように努めます。 子ども	
担当課	企画政策課、広報課、子育て推進課、子ども育成課	
主な事務事業	タウンミーティング開催事務、ホームページ運営事業、子ども委員会運営	
13	計画や施設運営に関する子どもの意見を活かせるしくみの充実	◆継続◆
取組内容	子どもに関する施策や環境整備など、世代間で合意形成が必要な分野においては、子どもの意見が反映されるよう子どもの参画や意見の反映に努めるほか、図書館や地域学習館などの公共施設では、行事やイベント等の企画や運営に子どもの意見が反映されるよう努めます。 子ども	
担当課	生涯学習推進センター、図書館	
主な事務事業	地域学習館維持管理、図書館事業管理運営	

14	公共の課題に子どもとおとなが一緒に取り組む機会の設定	◆継続◆
取組内容	学校や地域と連携し、ごみの減量と分別・３R[1]、美化清掃、環境保全などについて、子どもとおとなが一緒に考え、検討・行動する機会を設定します。 子ども 協働	
担当課	環境対策課、ごみ対策課	
主な事務事業	環境啓発事業、ごみ減量の推進	
15	子どもの意見を反映した児童館の運営	◆継続◆
取組内容	児童館の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。 子ども	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	

夢たちコラム

こどもとおとなのはなしあいin市議会議場

「こどもとおとなのはなしあいin市議会議場」は子どもの権利のうち、「参加する権利」を保障する場として行われています。第１回が2017年に、子どもの意見を子ども自身が表明する場として開催されました。大人たちの予想以上に子どもたちはしっかりと物事を考えていて、大変驚かされたことでしょう。

今まで子どもが言えなかった大人への意見を聞く大変貴重な機会となりました。第２回からは子ども達がやりたいことをまとめ、「こどもとおとなのはなしあいin市議会議場」で提案を行い、「ウドラ夢たち基金」から予算の承認を受ける場となりました。予算の承認を受けたら、子ども達が主体となってプロジェクトを進めます。今までに5件のプロジェクトに予算が承認されました。

私も、「こどもとおとなのはなしあいin市議会議場」で、「子どもの権利を啓発するクリアファイルを作成し、市内の小学校４年生から中学校３年生までの生徒全員に配る」ことを提案し、予算の承認を受けました。また、「権利」という堅苦しいものであっても、子どもにとって親しみやすくするため、クリアファイルのデザインに「ウドラ」を使わせていただけることになりました。クリアファイルを作る過程で私たちはコピーライツについて勉強し、実際にデザインをし、発注する中で貴重な経験をさせていただいたと思います。

このように、「こどもとおとなのはなしあいin市議会議場」は「参加する権利」を保障する場だけでなく、社会経験の場としても大変貴重な場であると思います。

[1] ３R(スリーアール)：Reduce(リデュース=廃棄物の発生抑制)＋Reuse(リユース=再使用)＋Recycle(リサイクル=再資源化)＝環境に配慮した循環型社会を実現するため、３つの優先順位により、ごみを減量する取組。３つの英語の頭文字Ｒで示しています

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
子どもの権利条約が尊重されていると思う児童・生徒の割合 ①小学５年生、②中学２年生	①57.9% ②47.5%	①65.0% ②60.0%
自分のことが好きだと思えると回答した児童・生徒の割合 ①小学５年生、②中学２年生	①65.2% ②52.0%	①70.0% ②55.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
子どもの権利啓発事業参加者数	285 人
道徳授業地区公開講座等参加者数	9,511 人
チャイルドラインたちかわ ①受信件数、②会話成立件数	①984 件 ②458 件
新規児童虐待通報受理件数	252 件
児童館子ども会議	―

施策目標２　ひとりひとりに応じた＜子育ち＞を支援します

［１］　地域における子どもの居場所づくり

現状

●外で子どもが集団で遊んだり、安心して過ごせる居場所が、社会環境の変化等もあり減少しています。
●子どもが心身とも健やかに成長するためには、遊びを通じた子ども同士の交流や自然との触れ合い、文化・芸術・スポーツ活動など、心が豊かになる体験を積み重ねることが欠かせません。
●自然や文化・芸術、スポーツなど、さまざまな体験や子どもの主体的な学び・活動の支援も重要な取組です。
●中学生・高校生も含め、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、仲間や異世代が気軽に集まり交流できる安全・安心な居場所づくりを、家庭・地域・行政が協働して進める必要があります。

（１）子育てしやすい社会に必要なこと

最も多い回答は、就学前児童家庭、小学校児童家庭で「児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実」、中学生・高校生世代家庭、ひとり親家庭で「保護者の経済状態によらず、高校・大学などへ進学ができる支援の充実」となっています。

なお、居場所に関して最も多い項目は、就学前児童家庭、小学校児童家庭で、「広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実」が、中学生・高校生世代家庭、ひとり親家庭では「中学生・高校生が利用できる魅力的な施設」となっています。

	最も回答が多かった項目	居場所に関して最も多い項目
就学前児童家庭	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実 74.3%	広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実 70.0%
小学校児童家庭	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実 63.9%	広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実 63.9%
中学生・高校生世代家庭	保護者の経済状態によらず、高校などへ進学ができる支援の充実 67.5%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設 51.9%
ひとり親家庭	保護者の経済状態によらず、高校などへ進学ができる支援の充実 80.5%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設 40.9%

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

（2）あったらいいなと思う場所

最も多い回答は、小学５年生、中学２年生で「ゲームやインターネットができる部屋」、高校２年生世代で「静かに勉強できる部屋」となっています。２番目に多いのは、いずれも「室内でスポーツができる場所」となっています。小学５年生は、同時に「友だちと自由におしゃべりができる部屋」も２番目に多くなっています。

	１位	２位
小学５年生	ゲームやインターネットができる部屋 46.2%	室内でスポーツができる場所 40.7%
中学２年生	ゲームやインターネットができる部屋 49.0%	室内でスポーツができる場所 46.5%
高校２年生世代	静かに勉強できる部屋 40.6%	室内でスポーツができる場所 36.2%

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

（3）地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、平成 30（2018）年度では 64.5%となっています。なお、最近３年の動向をみると、平成 28（2016）年度の 67.1%をピークにやや減少傾向となっています。

出典：平成 31（2019）年度市民満足度調査

取組の方向性

① 子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます。
② 自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会（場）を創出します。

取組項目

①安心して集える地域の遊び場や居場所づくり

16	**子どもの遊びを応援する市民活動の支援**	◆継続◆
取組内容	プレーパーク[1]など、子どもの自由な遊びや「やってみたい」を応援する地域の活動を支援します。 子ども 市民	
担当課	子育て推進課、子ども育成課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進(事業実施関連)、放課後居場所づくり事業	
17	**中学生･高校生の居場所づくり**	◆継続◆
取組内容	児童館などの既存施設を活用し、中学生・高校生の意見も聞きながら、気軽に集える居場所づくりを進めるとともに、自発的な活動を支援します。 子ども 応援	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	
18	**放課後子ども教室[2]や地域における居場所づくりの展開**	◆充実◆
取組内容	地域のおとなの参画を得て、学校等を利用して行う放課後子ども教室など、放課後や週末に子どもたちと行う学習、スポーツ・文化活動を支援します。また、地域福祉コーディネーターの地域交流支援による居場所づくりや、地域学習館等において学校の長期休業等の居場所確保に努めます。 子ども 協働 応援	
担当課	子ども育成課、福祉総務課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	放課後居場所づくり事業、地域福祉推進事業、地域学習館維持管理	
19	**新･放課後子ども総合プランの推進**	◆充実◆
取組内容	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。 応援	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	
20	**児童館と地域との連携**	◆継続◆
取組内容	児童館において、地域の子どもに関わる団体等と連携・協力し、地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加等、子どもの育成活動を展開します。 協働	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	

[1] プレーパーク：「冒険遊び場」とも言います。子どもたちがどのような遊びでも自由にできるよう禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考えに基づき、子どもたちの遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域の市民によって運営されています

[2] 放課後子ども教室：放課後や週末に小学校の校庭や教室等を活用して、おとなの見守りの下に、子どもたちがスポーツや文化活動、地域の市民との交流活動などを行うものです。本市においては、全 19 校区で実施しています。実施日や実施回数は、地域によって異なります。地域が連携して子どもたちに安全で安心な居場所を提供することで、地域のコミュニティづくりの推進にもつながっています

②多様な体験や活動の機会（場）の創出

21	文化やスポーツの体験機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもを対象とした講座やスポーツ教室、文化推進事業、ワークショップなどを開催し、自然や科学、歴史、文化・芸術、スポーツを体験する機会を提供します。 子ども	
担当課	地域文化課、スポーツ振興課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	文化行政の推進事務、立川市地域文化振興財団事業、子ども未来センター管理運営事務 市民会館管理運営事務、スポーツ普及奨励活動事業、各種スポーツ関連教室の開催 子ども対象事業、歴史・民俗普及活動事業	
22	環境学習の拡充	◆継続◆
取組内容	環境問題について、五感を使い、意識と知識を深める機会を広げます。 子ども 協働	
担当課	環境対策課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	環境学習支援事業、子ども対象事業	
23	地域における文化･芸術活動の推進	◆継続◆
取組内容	生涯学習市民リーダー[1]などの地域の人材を活用するとともに、ファーレ倶楽部[2]などのボランティア団体の文化活動を支援することにより、子どもが自然や文化・芸術に触れる機会を広げます。 子ども 市民	
担当課	地域文化課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	立川市地域文化振興財団事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務	
24	地域におけるスポーツ活動の推進	◆継続◆
取組内容	市民体育大会や地区別運動会などを通じて、身近にスポーツ体験の機会をつくるとともに、地区体育会などにおいて、子どもを対象としたスポーツ活動を実施します。 子ども 市民	
担当課	スポーツ振興課	
主な事務事業	競技会等の開催（派遣事業）、スポーツ普及奨励活動事業	

[1] 生涯学習市民リーダー：文化・芸術やスポーツ、レクリエーション活動、福祉、ボランテイア活動等のさまざまな分野の専門知識及び技術を持つ有識者であり、市の生涯学習指導協力者として名簿登録しています

[2] ファーレ倶楽部：ファーレ立川(JR 立川駅北口の立川基地跡地の再開発エリア)に設置されている 36 か国・92 人の作者による 109 のパブリックアートのガイドを行っているボランティアグループ。「小学生ファーレ立川アート鑑賞事業」においては、「ファーレ倶楽部」の案内により、毎年、市内のすべての小学５年生がファーレ立川に点在するアート作品を鑑賞しています

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合	64.5%	68.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
放課後子ども教室 ①実施日数、②児童参加者数（延べ）、③スタッフ参加者数（延べ）	①　980 日 ②　65,070 人 ③　8,745 人
地域学習館子ども対象講座の参加者数（延べ）	450 人
ファーレ立川アート鑑賞教室の参加者数	1,458 人
地域が行うジュニア対象スポーツ事業の参加者数（延べ）	3,229 人

［２］ 青少年の育成・支援

現状

●少子化、核家族化の進展により、多くの子どもたちは、限られた人間関係や役割分担の中にあり、社会性や自立心を自然に身に付ける機会を失いつつあります。
●子どもたちが、将来の家庭や社会生活に希望を持って、自分らしい未来を築いていけるように、他者への配慮や社会性、自らの意志と責任で行動する力を身に付け、自立して歩み出せるための支援が求められています。
●学校や地域と連携して、さまざまな生活的・社会的な体験の機会をつくり出すとともに、心身ともに成長が著しい思春期における心と体の問題に関して、健康教育を実施し、相談体制を強化する必要があります。また、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう、交通安全対策や地域における防犯活動など、子どもの安全・安心を確保する取組が重要です。

（１）あなたは悩みがあったときに、だれに相談しますか。

小学５年生で「父母」、中学２年生、高校２年生世代で「学校の友だち」となっています。なお、「相談する人がいない」は中学２年生で 5.0%となっています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

（2）住まいの地域の青少年が健全であると感じている市民の割合

住まいの地域の青少年が健全であると感じている市民の割合は、「概ね健全であるが、一部に良くない状態があると思う」を加えれば、平成 30（2018）年度で 89.0%となっており、平成 26（2014）年度の 86.2%と比較すると、約 2.8 ポイント増加しています。

出典：平成 31（2019）年度市民満足度調査

夢たちコラム

子どもの心の居場所

第一次プラン策定時に「学校でいじめに遭っている」と泣きながら訴えた子ども委員がいた。張り詰めた空気の中、他の子ども委員も「気軽に相談できる場所が無いんだ。」「親に心配はかけたくない。先生は忙しそうで話せない。」と話してくれた。

そんな声を受け、市民が立川市にチャイルドラインを立ち上げ、この15年、カード配布や広報等、行政の支援を受けながら子どもたちの心に寄り添い、様々な声に耳を傾けてきた。

「友だちってどんな人のことを言うの？」「学校に行きたくない…」「自殺って、そんなにダメなことですか？」

時が流れ、社会状況が大きく変化する中で、友だちとのコミュニケーションや家族関係、思春期の身体の変化に悩みつつ、身近に話せる人が居ないと訴える子どもたちの状況は少しも変わっていない。

2019年は国連で子どもの権利条約が全会一致で採択されてから30年、日本が1994年に批准して締約国になってから25年目の節目の年であった。しかし、世の中に目を向ければ、親による虐待死、性虐待、イジメや教師による指導が原因と思われる自死などが続き、子どもが尊厳を持って生きるどころか、明日に命をつなぐことさえ難しい状況である。

誰にも相談できずに我慢している子どもたちの気持ちを受け止める「人」や「居場所」がこのまちにはどれだけあるのだろうか？

子どもの思いや声を受け止めるしくみは多様なカタチで数多く存在して良い。立川市独自の「子どもも気軽に利用できる相談体制」を充実させていきたい。

取組の方向性

① 思春期保健対策や相談体制を充実させます。
② 成長に応じた食育を推進します。
③ 将来に備え、社会性や自立心を育みます。
④ 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

取組項目

①思春期保健対策や相談体制の充実

25	思春期の保健教育の推進	◆充実◆
取組内容	自分の身体や健康に関心を持ち、自らを大切にする意識を育むとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐため、子どもの成長に応じた性に対する正しい理解を含む保健教育を進めます。また、人権教育において、思春期・青年期における交際相手からの暴力の防止を啓発します。 協働	
担当課	男女平等参画課、指導課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（たちかわ男女平等フォーラムほか）、教育研究事務	
26	喫煙･飲酒･薬物乱用防止に関する啓発	◆継続◆
取組内容	喫煙・飲酒・薬物に関する教育を充実するとともに、関係諸機関・団体と連携し、防止を目的としたキャンペーンや講座などを実施します。 協働	
担当課	健康推進課、子ども育成課、学務課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	保健衛生関連負担金・補助金、青少年健全育成推進事業、子ども対象事業、教育研究事務 地域学校連携事業	
27	情報教育の推進	◆継続◆
取組内容	ICT 機器[1]を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課、指導課	
主な事務事業	教育研究事務	
3	（再掲）学校における相談体制の推進	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。 応援	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	

[1] ICT機器：ICTは、「Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の略です。ICT 機器は、デジタルテレビ・電子黒板・パソコン等を指します

夢たちコラム

思春期の性　性教育の必要性

チャイルドラインにかかってくる電話の内容の一つに、自分の身体や性について悩んでいる話や相談がある。「正しい性教育がきちんと行われていたら、悩まなくても良いのに」と思われるものがある。自分の性的な成長を不浄なものと思い悩むことはとても不幸な事だと思う。性的な興奮をあおるような性情報が溢れる現在、子どもの発達段階に応じて、性のことを科学的に正しく学ぶ場が必要だ。

50年以上高校や大学で性の授業をしてきた村瀬幸浩さんは【思春期の時から性について正しく深く知るほど、性行動が慎重になります。これは子どもも大人も同じです。生徒・学生が対象の講演では、子どもたち一人一人が、「自分自身の身体や生き方」「男女の性のあり方」について深く考える場を設け、相手を尊重し思いやる心を持った大人として、これからの社会を生きていけるよう、具体的なお話をします。】と語る。

自分の身体との付き合い方を適切にとる事ができれば、他者への理解へとも繋がる、これは人権教育でもある。

東京都教育委員会は、平成31年３月に「性教育の手引き」を15年ぶりに改訂し、学習指導要領の範囲を超えた授業内容を容認した。現在の社会状況や子どもの実態に合わせた性教育を進めてほしい。

②成長に応じた食育の推進

28	乳幼児期からの食育と家庭に向けた啓発	◆継続◆
取組内容	パパママ学級や離乳食教室、乳幼児健康診査などを通じ、乳幼児期からの食育を推進します。また、保育園等においては、栄養計画を毎年策定し、食に関する体験機会を提供するとともに、家庭に向けたおたより等により、食の重要性を啓発します。	
担当課	保育課、健康推進課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務、パパママ学級事業、離乳食準備教室 乳児・産婦健康診査事業、１歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業	
29	小･中学校における食教育事業[1]の推進	◆充実◆
取組内容	子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、給食を通じた「食教育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・中学校での実施を目指します。	
担当課	学校給食課	
主な事務事業	食教育支援指導事業	
30	保育園や学校における食物アレルギーへの対応	◆継続◆
取組内容	食物アレルギーのある子どもが、保育園等や学校において安心して過ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等を対象としたアレルギー対応研修などを進めます。	
担当課	保育課、学務課、指導課、学校給食課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務、学校給食における食物アレルギー対応	
31	地域における食育の推進	◆継続◆
取組内容	子どもとおとなが共に食への理解を深めるため、関係団体等と連携して、食事づくりなどの体験型事業を実施するとともに、農作物の収穫体験を通じて、地産地消や市内の農業の大切さを伝えます。 協働	
担当課	生活安全課、産業観光課、健康推進課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	消費生活相談事業（啓発事業）、緑育・食育推進事業、地域市民との交流畑事業 子ども対象事業	

③将来に備えた社会性や自立心の育成

32	乳幼児と触れ合う機会の充実	◆継続◆
取組内容	生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育園等における育児体験学習を充実します。 協働	
担当課	指導課、保育課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務、幼保小中連携事務	

[1] 食教育事業：小・中学校において、給食の時間や家庭科、保健体育科など、食に関連する領域や内容について、学校栄養士が学級担任や教科担任と協力して、専門性を生かした支援指導を行っています

33	**職業体験の機会の拡大**	◆継続◆
取組内容	将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、職業体験の機会を増やします。 子ども 協働	
担当課	子育て推進課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進（事業実施関連）、教育事業事務、子ども対象事業	
34	**ボランティア体験の機会の拡大**	◆継続◆
取組内容	福祉施設などにおいて、年齢に応じたボランティア体験の機会を広げます。また、市施設等においては、子どもボランティアを積極的に受け入れます。 子ども 協働	
担当課	指導課、市民協働課、子育て推進課、子ども育成課、保育課	
主な事務事業	地域学校連携事業（指導課）、地域ボランティア等活用（市民協働課） 子育てひろば事業、児童館民間運営事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務	
35	**地域における青少年健全育成活動の推進**	◆継続◆
取組内容	青少年健全育成地区委員会[1]などの地域団体や学校との連携を通じて、地域全体により、青少年の健全育成に取り組むことができるように支援します。また、子どもや子育て家庭を見守る民生委員・児童委員の活動を支援します。 協働	
担当課	子ども育成課、福祉総務課	
主な事務事業	青少年問題協議会[2]運営、青少年健全育成推進事業、民生委員等関連事業	
36	**子ども会活動の振興**	◆継続◆
取組内容	体験活動や社会奉仕活動、異年齢交流などを通じて、子どもたちを健全に育成するため、子ども会等を支援します。また、子ども会連合会と連携して、指導者や育成者の発掘・養成、子ども会活動のＰＲ、新規会員の加入促進に取り組みます。 子ども 協働	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	子ども育成活動事業	
37	**青少年の非行や犯罪の防止**	◆継続◆
取組内容	非行や犯罪の防止を推進する更生福祉協力員[3]の活動を支援します。また、学校教育と社会教育の連携による非行防止や更正への理解を啓発する活動、社会を明るくする運動[4]を支援します。 協働 応援	
担当課	福祉総務課	
主な事務事業	更生福祉協力員事務、社会を明るくする運動	

[1] 青少年健全育成地区委員会：青少年をめぐる社会環境の浄化と青少年の健全育成を図ることを目的として、12 地区で組織されています。地区内の小・中学校の校長・副校長・生活指導主任、ＰＴＡ、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、自治会、青少年委員、子ども会などで構成され、地域内の青少年対策を総合的に調整しています。また、地域社会における青少年の健全育成対策の専門機関であり、行政と地域をつなぐパイプ役でもあります。活動内容は、地区委員会ごとの地域性により、それぞれ特色があります

[2] 青少年問題協議会：「青少年問題協議会設置法」に基づき設置された市長の諮問機関。青少年の指導、育成、保護及び矯正など、青少年問題に関する総合的な施策を調査審議します

[3] 更生福祉協力員：保護司(犯罪や非行におちいった人の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づき，法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与等は支給されません)の中から市長が任命します。青少年の健全育成に関することや非行、犯罪等の予防に関することなどに携わっています

[4] 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪がない地域社会を築こうとする全国的な運動です

④子どもが安心して暮らすことができる環境づくり

38	交通安全対策の実施	◆継続◆
取組内容	学校やＰＴＡ、警察等が連携し、自転車安全運転免許証交付事業や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色い帽子などを配付する。また、通学路の安全を確保するため、安全点検の実施や交通安全施設の設置に取り組みます。 協働	
担当課	交通対策課、道路課、学務課、指導課	
主な事務事業	交通安全対策支援（交通安全啓発活動）、細街路拡幅整備事業、交通安全施設管理運営 交通安全施設設置、子どもの安全安心事務	
39	地域における防犯活動の推進	◆継続◆
取組内容	犯罪被害等から子どもを守るため、安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメール[1]の配信などに取り組みます。地域の防犯意識の向上を図るほか、地域の市民によるパトロール活動や子ども 110 番事業[2]、あいさつ運動を支援します。また、小・中学校や保育園など、子どもが利用する施設の防犯設備を整備し、緊急時に備えます。 市民 協働	
担当課	生活安全課、子ども育成課、保育課、学務課	
主な事務事業	地域の安全・安心推進事業、青少年健全育成推進事業、青少年問題協議会運営 施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）、子どもの安全安心事務	
40	安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	
担当課	教育総務課、学務課	
主な事務事業	小学校施設改修事業、小学校施設営繕、保全計画に基づく小学校施設改修事業 中学校施設改修事業、中学校施設営繕、保全計画に基づく中学校施設改修事業 小学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業） 中学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業）	
41	災害時の安全確保	◆充実◆
取組内容	家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における防災教育を実施するとともに、立川防災館[3]等を活用した体験訓練の機会を確保します。また、災害時には自ら身を守れるよう啓発や訓練を進めます。 子ども 協働	
担当課	防災課、子育て推進課、子ども育成課、保育課、指導課	
主な事務事業	防災訓練推進事業（地域防災訓練の推進）、子育てひろば事業、児童館民間運営事業	

[1] 見守りメール：安全で安心なまちづくりの一環として、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンに、不審者出没や災害発生等の情報を電子メールにより配信するサービスです。在住・在勤・在学者向けに配信する防犯(不審者)・防災情報、幼児・児童・生徒の保護者向けに配信する保育施設・学童保育所・学校情報があります

[2] 子ども 110 番事業：子どもが危難に遭遇した際に、身近な家や店舗に避難できるように、協力者の家や店舗が分かるステッカーで表示し、子どもが助けを求めた場合にはその家(店舗)から 110 番に通報する事業です。市内全地区の青少年健全育成地区委員会において実施しています

[3] 立川防災館：泉町にある東京消防庁の体験型施設。インストラクターの案内により、５つのアトラクション(防災ミニシアター、地震体験、煙体験、応急救護訓練、消火訓練)が体験でき、楽しみながら防災について学べます

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
青少年が健全であると感じている市民の割合	89.0%	91.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
小・中学校における食育支援指導実施率	96.6%
職場体験 ①参加生徒数、②受入事業者数	① 1,248 人 ② 279 事業所
子ども会加入率	22.8%
子ども 110 番登録件数	1,420 件
地域防災訓練参加者数	6,917 件

施策目標 3　ひとりひとりに応じた学びを支援します

［1］　“生きる力”を育む教育の推進

現状

●子どもたちが、激しく変化するこれからの社会においても、自らの可能性を信じ、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていくためには、「生きる力」を育むことが大切です。
●知識や技能の習得にとどまらず、子ども自らの学ぶ意欲を大切にし、個性を伸ばしながら物事に対する判断力や豊かで自立的な心を養う、さまざまな教育活動に、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。
●困難を抱える子ども一人ひとりのニーズに応じて、適切な支援が可能な教育体制を充実するとともに、安全で快適な教育環境を整備することも重要です。

（1）平成 30（2018）年度　地域学校協働本部事業による主な取組

小・中学校では、地域や保護者等の協力を得て、それぞれの地域の特性を生かした地域学校協働本部事業に取り組んでいます。

学校名	事業の内容・目的
第一小学校	しばっこ☆クラブ・・ＰＴＡ 及び地域住民による「しばっこ☆クラブ運営委員会」が児童の体験活動等を企画し、居場所づくり活動を行った。
第二小学校	福祉体験・・・視覚・聴覚・下肢等に障害のある方と交流し、普段の生活についての講話を聞き、疑似体験等を行った。
第三小学校	バケツ稲を育てよう・・理科・社会科の学習と関連させて 、バケツに稲を植え、稲刈りを行った。
第四小学校	いろいろな人の生き方に学ぶ・・・キャリア教育の一環として、人生の先輩として活躍する方から講話を聞き、児童自身が将来を意識する機会を得た。
第五小学校	花いっぱい運動・・元ＰＴＡの方を指導者としてお招きし 、学校の花壇等に花を植え育てることで、命の大切さを学んだ。
第六小学校	学習支援・・・地域の学生を主とした学習支援ボランティアに授業へ参加していただき、児童の学習支援や教師の授業補助を行った。
第七小学校	七小野菜を育てよう・・・地域の農業ボランティアの方から、学校農園で野菜作りの基本を学び、野菜作りを行った。
第八小学校	障害のある方との交流授業・・・障害のある方から、普段の生活のことや困っていることについて話を聞き、車いす体験等を行った。

学校名	事業の内容・目的
第九小学校	農業体験・・・地元農家やボランティアの方からの指導を受け、学年に応じた農業の基礎を学んだ。
第十小学校	障害のある方とのふれあい体験活動・・・障害のある方をお招きし、校舎内で車いす体験やアイマスク体験を行った。
西砂小学校	音楽活動・・・地元中学校や大学の吹奏楽部の方からの指導を受け、地域行事等で吹奏楽を披露した。
南砂小学校	立川ろう学校交流・・・立川ろう学校初等部との学校間交流を行う中で、互いの理解を深め、共により良く生きようとする態度と実践力を学んだ。
幸小学校	体験活動・・・・地域の方（農家の方や美大生）を外部講師としてお招きし、体験活動を重視した教育活動を行った。
松中小学校	ヤゴ救出作戦・・・学校プールの中に生息するヤゴについて、地域環境コーディネーターによる指導を受け、飼育を行った。
大山小学校	昔遊び調べ・・・地域の方との対話や昔遊びの実体験を通して、昔の人々（大山地区）の暮らしぶりを知り、先人の知恵を学んだ。
柏小学校	生命尊重・・・助産師による生命尊重の授業や歯科衛生士による保健指導を行い、自他の生命及び自分の体を慈しみ大切にする心情を深めた。
上砂川小学校	大学との連携・・武蔵野美術大学の学生による校内の装飾や、それに伴う児童への指導補助・交流を行った。
新生小学校	地域ボランティア活動・・.朝のごみ運搬、地域清掃、雪かき、落ち葉集め等の地域ボランティア活動を行った。
若葉台小学校	緑のカーテン作り・・・地域の方の協力を得て、ゴーヤの栽培による緑のカーテン作りや地球温暖化対策等の環境教育を学んだ。

学校名	事業の内容・目的
立川第一中学校	地域等との連携・・・学校便りや学校行事等の学校情報について地域の方に周知し、保護者・地域の方との円滑な連携を推進した。
立川第二中学校	緑化推進、環境整備・・・地域の方や保護者と協働し、花壇や校内の整備を通して、自主自立の精神及びボランティア精神を学んだ。
立川第三中学校	進路指導推進・・・生徒及び保護者に地域の方が進路について相談活動を行い、細やかな進路指導を行った。
立川第四中学校	学校環境整備・・・保護者による学校花壇の整備、生徒による落ち葉掃き活動、地域にＰＲした資源回収等を行い、地域や保護者の方と連携した教育活動を推進した。
立川第五中学校	専修専門学校体験・・・立川市近隣の専修専門学校を訪れ、生徒が体験入学し、自己の適性について学んだ。
立川第六中学校	地域ボランティア活動・・・地域の方との「朝のあいさつ運動」や、町内会の夏祭り・秋の地区運動会の運営に参加し、共に活動する喜びや充実感を学んだ。

学校名	事業の内容・目的
立川第七中学校	美化活動・・・生徒会本部とＰＴＡ 校外委員会が連携し、学校周辺の美化活動を行い、地域活動の重要性について学んだ。
立川第八中学校	職場体験・・・地域企業において職場体験活動をすることにより、地域交流を推進し、生徒自身も働く意義を学んだ。
立川第九中学校	九中農園・・地域の方の協力を得て農地を借用し、農家の方から農産物と生産方法について学び、十数種類の作物を生産した。

出典：平成 30（2018）年度決算説明資料

取組の方向性

① 子どもの意欲を大切にした学校教育を推進します。
② 適切な教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します。

取組項目

①子どもの意欲を大切にした学校教育の推進

42	**確かな学力の定着**	◆継続◆
取組内容	少人数指導やチームティーチングの実施により、習熟度や教科の特性に応じた指導を行うとともに学習支援員[1] の 配置による補習授業を実施します。また、教員研修や教育研究の充実により、教員の指導力・資質の向上を目指します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	学力向上事務、教育研究事務	
43	**多様な教育活動の推進**	◆充実◆
取組内容	東京都、市の研究校の指定制度などを活用し、知・徳・体に関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、地域の実情を踏まえ、国際理解教育や環境教育、歴史を踏まえた郷土学習やキャリア教育を関連付けた立川市民科等を推進します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務、地域学校連携事業	
2	**（再掲）学校における人権教育の実施**	◆継続◆
取組内容	人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を市内に広めるとともに、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	

[1] 学習支援員：平成 26(2014)年度より、市立中学校を対象として、主に土曜日、放課後及び長期休業期間に実施する補習活動等に「学習支援員」の派遣を開始し、基礎・基本的な学力の向上を図っています

27	**（再掲）情報教育の推進**	◆継続◆
取組内容	ICT 機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課、指導課	
主な事務事業	教育研究事務	
29	**（再掲）小・中学校における食教育事業の推進**	◆充実◆
取組内容	子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、給食を通じた「食教育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・中学校での実施を目指します。	
担当課	学校給食課	
主な事務事業	食教育支援指導事業	
44	**読書活動の推進**	◆継続◆
取組内容	学校図書館と地域の図書館が連携して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援します。	
担当課	学務課、指導課、図書館	
主な事務事業	小学校普通教育振興（学校図書館管理運営事務） 中学校普通教育振興（学校図書館管理運営事務）、教育事業事務、子どもの読書活動の推進	
45	**学校における文化・芸術活動の推進**	◆見直し・改善◆
取組内容	文化・芸術に触れる体験や文化・芸術活動の発表の機会を充実することにより、豊かな感性や情操を育みます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	諸行事運営	

②適切な教育支援と計画的な教育環境の整備

46	特別支援教育における相談の充実	◆充実◆
取組内容	丁寧でわかりやすい就学相談[1]を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実を図ります。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	
47	学校における特別支援教育の体制の充実と取組への支援	◆充実◆
取組内容	特別支援教育コーディネーター[2]や校内委員会[3]の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援の実践、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）・個別指導計画の作成と活用、特別支援学校との連携などを推進し、特別支援教育を行うための校内の体制の充実を図るとともに、特別支援学級等の整備や教員研修の充実などにより、学校における取組を支援します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、小学校特別支援教育振興、中学校特別支援教育振興	
48	特別支援教育の理解啓発	◆充実◆
取組内容	特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に取り組むとともに、特別支援学校在籍者の副籍制度[4]に対する理解を促し、交流教育を進めます。また、児童・生徒や保護者、地域、市民等に、特別支援教育に対する理解を広げる取組を進めます。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、小学校特別支援教育振興、中学校特別支援教育振興	
49	就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シート[5]や保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、配慮や支援が必要な児童について、幼稚園・保育園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成を推進し、小学校から中学校への円滑な引継ぎを進めます。	
担当課	教育支援課、保育課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、就学相談、私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）	

[1] 就学相談：障害などを抱える子どもの就学について、子ども未来センターにある教育支援課が、保護者や子ども、関係職員の心理相談、教育相談等に対応しています

[2] 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育の推進を目的として、関係者や関係機関の連絡・調整等により、児童・生徒にとって適切な支援が行われるよう、各小・中学校で１～３名の教諭や養護教諭が指名されています

[3] 校内委員会：特別な教育的支援が必要な子どもの実態を把握し、保護者の願いを聞き、関係機関との連携の下、学校全体がより適切な指導・支援を行うための組織です

[4] 副籍制度：東京都の特別支援学校に通う小・中学生が、自分が住む学区域の学校にも副次的に籍を持ち、学校便りの交換や学校行事等を通じて、直接的・間接的に交流を図っていく制度です。特別支援学校に通う子どもたちは、地域の子どもやおとなと顔を会わせる機会が少なく、つながりが薄くなってしまいます。地域の学校を通して交流することにより、障害のあるなしに関わらず、地域の一員として知り合い理解を深め、継続的なつながりがうまれ、お互いの心が育っていくことをねらいとしています

[5] 就学支援シート：子どもの様子や指導上配慮が必要なこと等を就学先の小学校に引継ぐために、幼稚園や保育園等、その他専門機関と保護者が協力して作成します。本市においては、平成 19(2007)年度から活用を開始しています。平成 30(2018)年度は、全体の約 17.1%が就学支援シートを作成し、就学先の小学校に提出しています

3	**（再掲）学校における相談体制の推進**	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。 **応援**	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	
4	**（再掲）子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談の実施**	◆継続◆
取組内容	保護者だけでなく子ども自身が教育相談を利用しやすいよう、児童・生徒等への周知を図るとともに、子育て・福祉などの関係課・機関との連携を進め、必要な支援につながる教育相談を実施します。 **応援**	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談	
10	**（再掲）いじめの防止と早期発見・早期対応**	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務、教育相談	
50	**不登校等の児童・生徒への支援体制の強化**	◆継続◆
取組内容	適応指導教室[1]、スクールカウンセラー、教育相談、学校支援員、スクールソーシャルワーカー[2]、家庭と子どもの支援員[3]等の協力のもと、学校が、家庭や地域と連携して、児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務、適応指導教室事業、教育相談	
51	**適応指導教室における不登校の児童・生徒に対する支援**	◆継続◆
取組内容	何らかの理由により学校生活になじめない児童・生徒のために、適応指導教室として、小学生の「おおぞら」と中学生の「たまがわ」を実施します。学校や家庭と連携し、カウンセリングや教科学習、体験活動等を通じて、本人の意思を尊重しながら、学校復帰及び社会的自立を支援します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	適応指導教室事業	

[1] 適応指導教室：小・中学校において学校不適応の状態にある子どもの居場所の一つとして、「適応指導教室」を開設しています。各教科の補充的な学習や体験的な活動を行うことにより、自己の自信回復や集団への適応力を高めていきます。小学校適応指導教室「おおぞら」（柏町 4-8-4(柏小学校内))と中学校適応指導教室 「たまがわ」(錦町 3-12-25(錦学習館 2 階))があります

[2] スクールソーシャルワーカー(SSW)：いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒を支援する専門家です。社会福祉士や精神保健福祉士等の資格などを有し、SSW に理解と情熱を有する人が着任しています。現在４名のワーカーが、課題解決に取り組んでいます

[3] 家庭と子どもの支援員：登校することに対する不安など、学校生活に課題を抱えている児童・生徒の課題解決を図るため、保護者との連携や校内委員会の開催などを補助する支援員です

40	（再掲）安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	
担当課	教育総務課、学務課	
主な事務事業	小学校施設改修事業、小学校施設営繕、保全計画に基づく小学校施設改修事業、中学校施設改修事業、中学校施設営繕、保全計画に基づく中学校施設改修事業、小学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業）、中学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業）	

夢たちコラム

いじめについて

なぜいじめはなくならないのか。今回は様々な場所で多発しているいじめについて考えていきたいと思います。

まず、いじめはなぜ起こるのか。それはいじめる人がいじめだという『自覚』を持たずに悪口を言ったり、暴力をふるったりするからです。これくらいなら大丈夫という考え方がいじめをはじめる第一歩となってしまうのです。

私は以前、何回かいじめを受けていましたが、相手は楽しそうにしていました。いじめる人は何かを求めているのだと考えられます。

今、いじめゼロに向けて様々な活動が行われていますが、一向にいじめはなくならないように見えます。そんないじめをどのようにすればなくせるのか、そんなことを考え合うことができる社会を作っていくのが第一と考えます。

そんないじめとセットで起こることが多い引きこもり。引きこもりは正直、辛いと思っているはずです。引きこもりをしている子どもは、何かを自分の中で解決しようとしています。そこに親が手伝おうとすると、逆に引きこもりが強くなってしまいます。そのため、親として意地を張らずに問い詰めをしないことで、子どもが打ち明けてくれるかもしれません。このように子どものことを思って接することも大事だと思います。

いじめは世界共通です。見た目、性格がそれぞれ違う、このような地球でいじめをなくすのは正直大変です。しかし一人ひとりがいじめをなくす努力をすることで、いじめを減らしていければいいなと思います。

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合 ①小学校、②中学校	①85.7% ②82.2%	①90.0% ②90.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
少人数指導員配置時間数	856 時間
図書館支援指導員授業支援回数	4,982 回
部活動に参加した生徒の人数	3,331 人
就学相談・転学相談受付数　①小学校、②中学校	①110 件 ②　41 件
教育相談ケース数	914 件
教育用コンピュータ 1 台あたり児童数・生徒数 ①小学校、②中学校	① 5.8 人/台 ② 3.9 人/台

［2］ 地域との連携による学校づくり

現状

●次代を担う子どもたちを健やかに育むために、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携協力の下で進めていかなくてはなりません。
●地域や家庭が教育力の向上を図りながら、学校の教育活動を支援し、地域全体が子どもを見守り・育むための学校づくりを進める必要があります。
●教育内容などの学校情報を発信・公開し、積極的に学校施設を地域へ開放するとともに、保護者や地域の意向を反映した学校運営に取り組み、開かれた学校づくりを進めることも重要です。

（1）コミュニティ・スクール実施状況

コミュニティ・スクールは、平成 30 年度には立川第五中学校区・立川第八中学校区で先行して実施し、平成 31 年度からは市内全校で開始されました。

取組の方向性

① 地域による学校支援を充実させます。
② 開かれた学校づくりを推進します。
③ 学校施設の多様な活用を進めます。

取組項目

①地域による学校支援の充実

52	地域ボランティアの活用	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。 市民 協働 応援	
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	学校支援ボランティア事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務、地域学校連携事業	

53	**大学と連携した学校支援**	◆継続◆
取組内容	学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業[1]を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。 **協働**	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務、学校向上事務	
54	**幼稚園･保育園と小学校、小学校と中学校の連携**	◆継続◆
取組内容	幼稚園教諭や保育士、学校教員が教育内容を相互に理解し、幼稚園・保育園と小学校の子ども同士が交流する機会を設け、就学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校についても、相互の情報交換と交流を通じ、円滑な接続を目指します。	
担当課	指導課、保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）、幼保小中連携事務	
55	**児童･生徒の自主的な取組の支援**	◆継続◆
取組内容	校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の充実や改善を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	

夢たちコラム

かつては「小１プロブレム」という言葉があった!?

ずいぶん前の話です。ある地域で小学校の先生が保育園で子どもたちがどのように育っているかを知るために、夏休みに数日保育園で研修をしていました。その後、先生方の感想の中には「保育園の子どももリレー競走ができるのですね。」というのがありました。お勤めの小学校では低学年ではまだ難しいと考え、リレー競走は４年生から行っていたそうです。

各地のそのような研修などの交流のおかげもあり、現在では小学校に入ったばかりの子どもについての理解が深まったようです。そんな中、令和２年度から新しい学習指導要領に基づき、小学校入学後すぐの授業のあり方にも変化があるようです。幼児教育(幼稚園や保育園など)から小学校教育へと円滑に移行するために「生活科」などで丁寧な対応がなされることが望まれるようになったのです。

かつては「小１プロブレム」などという言葉がありました。そんな言葉があったことを忘れさせてくれるであろう、就学前後の環境の変化に戸惑うであろう子どもたちにとって心強い変化ですよね。

保育園・幼稚園でも、小学校に入るまでに「ひらがな・カタカナの読み書きができなければ」、「長い時間、席について先生の話を聞けるようにならなければ」「英語を幼児期に始めなければ」などと焦ってしまうことがあるようです。これも、小学校での子どもの姿を知ることにより、本当に必要とされるべきことがわかれば、慌てることはなくなります。幼児期には遊びを中心として学べるたくさんのことがあり、小学校の先生方もその土台をもとに授業を組み立ててくれます。幼児教育・小学校教育の先生方のより一層の連携が楽しみです。

もちろん、保護者もいろいろな情報に振り回されずに、今の子どもの育ちを見守っていきたいですね。

[1] 学生インターンシップ事業：教職等を目指す学生が１年間、特定の曜日・時間に決められた小・中学校を訪問し、自分の専攻や将来の進路と関連した教育活動の場において「職業体験」する制度です。本市においては、明星大学や創価大学、帝京大学と連携し、インターンシップ事業を進めています

②開かれた学校づくり

56	**コミュニティ･スクールによる地域参画の学校運営**	◆充実◆
取組内容	地域住民や保護者が参画した学校運営協議会による熟議を重ね、地域の特色を生かした学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えます。 **協働**	
担当課	指導課	
主な事務事業	地域学校連携事業	
57	**学校評価による地域の意向を踏まえた学校運営**	◆充実◆
取組内容	学校運営の状況について、教職員による自己評価、保護者や児童・生徒、地域の市民等による外部アンケート、学校運営協議会委員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。 **子ども** **協働**	
担当課	指導課	
主な事務事業	地域学校連携事業	
58	**学校の運営状況等に関する積極的な情報提供**	◆継続◆
取組内容	ホームページ等において、学校の教育活動に関する情報を広く発信するとともに、学校公開や立川教育フォーラム[1]を開催し、学校の運営等に関する地域の理解と連携を深めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	

③学校施設の多様な活用

59	**学校の地域開放の促進**	◆継続◆
取組内容	夜間・休日の校庭・体育館等を地域に開放するほか、学校教育に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。また、学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を活用して、公開授業や講座を実施します。 **市民** **協働**	
担当課	子ども育成課、教育総務課、指導課、スポーツ振興課	
主な事務事業	青少年健全育成推進事業、小学校維持管理、中学校維持管理、学校開放事業、教育研究事務、地域学校連携事業	
60	**学校施設を活用した居場所づくり**	◆継続◆
取組内容	学校施設について、学童保育所や放課後子ども教室など、子どもたちの安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	
担当課	子ども育成課、教育総務課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、放課後居場所づくり事業 小学校維持管理、中学校維持管理	

[1] 立川教育フォーラム：本市の教育の充実と推進を図るため、保護者や市民、教職員が一堂に会して、市立小・中学校の実践等を紹介する場として、教育委員会が毎年開催している催しです

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数	1,454 件	1,500 件

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
小中学校が連携した教育活動の実施状況	168 回
学校支援を行ったボランティア等の人数（延べ）	14,182 人
校庭開放利用者数（延べ）	53,829 人

施策目標 4　ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します

［１］　母と子どもの健康支援

現状

●子どもを望むすべての家庭が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠前から一貫した相談・支援体制の整備が求められています。
●母子健康手帳交付時の情報提供をはじめ、妊婦健康診査や保健師等の家庭訪問などを通じ、健康管理や生活習慣などに関する指導により、妊産婦の不安や孤立感を軽減するとともに、乳幼児健康診査や各種相談などの事業を推進し、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する必要があります。
●子どもが健やかに安心して育つためには、小児医療体制の維持や予防接種の勧奨、乳幼児事故の防止対策の周知なども重要です。

（１）立川市で安心して子どもを産み育てることができる環境と思うか

立川市において、安心して子どもを産み育てることができる環境と思うかについては、「思う・どちらかといえばそう思う」の割合は、平成 30（2018）年度では 77.6%となっていますが、平成 29（2017）年度の 79.5%と比較すると、やや低下しています。

出典：平成 31（2019）年度市民満足度調査

（２）立川市の主な母子保健サービス

安心して妊娠し、出産・子育てできるよう、妊娠期から切れ目のない寄り添った支援を進めます。また、乳幼児健康診査等を通じて乳幼児の発育や発達を確認し、乳幼児期の成長を支援しています。

事業名	対象	事業内容
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票ならびに妊婦子宮頸がん検診受診票などの必要な書類をお渡ししています。
妊婦サポート面接	妊婦	健康会館では妊娠届出時に、安心して妊娠し出産できるよう、すべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスを紹介しています。
パパママ学級	妊娠されている方(16 週以降・初産)とパートナー	妊娠　・出産　・育児などについて学ぶ教室です。育児の仲間を作る機会にもなります。
妊婦歯科健康診査	妊婦	市内指定歯科医療機関にて公費負担で受けられます。
妊婦健康診査	妊婦	指定医療機関で対象となる健康診査を公費負担で受けられます（14 回分）。都外の医療機関や助産所で受診した場合は、申請により費用の一部を助成しています。
新生児聴覚検査	新生児 （生後 50 日までの児）	指定医療機関にて一部公費負担で受けられます。都外の医療機関にて自費（保険適用外）で行った場合は、申請により検査費用の一部を助成しています。
妊産婦・乳幼児保健指導	経済的な理由で受診が困難な妊産婦及び乳幼児	診察などの保健指導を指定医療機関にて公費負担により受けられます。
母子栄養食品支給	経済的な理由で生活に困っている妊産婦及び乳幼児	粉ミルク引換券を交付しています。
妊産婦・新生児訪問指導 こんにちは赤ちゃん	妊婦・産婦・新生児(乳児)	赤ちゃんのいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供・相談を行っています。
3～4 か月児健康診査 産婦（産後）健康診査	3～4 か月児及びその母親	身体測定、内科健診、産婦健診、育児・栄養・授乳等に関する相談を行っています。
6・9 か月児健康診査	6～7 か月児及び 9～10 か月児	身体測定、医師による診察等を指定医療機関にて公費負担で受けられます。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児(2 歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
幼児歯科相談	初回健診：2 歳児(3 歳の誕生日前まで) くり返し健診：2 歳半、3 歳半(初回健診受診者に限る)	歯科健診等を行っています。初回健診は、２歳児を対象に行い、健診結果及びご希望により、フッ素と布やくり返し健診を行っています。
3 歳児健康診査	3 歳児(4 歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
らくらくゴックン （離乳食準備教室）	4～5か月児とその保護者	離乳食の進め方・知っていると役立つこと・気をつけるポイントなどを学ぶ教室です。保護者による試食も行っています。（材料費あり）
カミカミ教室 （離乳食後期教室）	8～10 か月児とその保護者	9 か月以降の離乳食について、回数や内容、目安量などのポイント、手づかみ食べなど、離乳食の悩みを解決するための教室です。
キラキラ☆歯育て （親子歯みがき教室）	1 歳～1 歳 2 か月児(第 1 子)と親	この時期に大切な栄養と虫歯予防について学び、歯磨きの実習を行っています。（ハブラシ代あり）
親と子の健康相談	妊婦、お子さま（就学前まで）やその保護者	身長や体重の測定、発育や発達、育児、母乳や離乳食、歯に関して相談を行っています。

出典：立川市福祉保健部

取組の方向性

① 母子保健サービスの充実を図ります。
② 地域保健・小児医療体制の充実を図ります。

取組項目

①母子保健サービスの充実

61	妊婦健診や保健指導による母の健康支援	◆充実◆
取組内容	妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するとともに、受診結果を把握し、必要に応じて個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導を進めます。 応援	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	妊婦健康診査事業、乳児・産婦健康診査事業、妊婦歯科健康診査事業	
62	母子健康手帳を通じた育児支援	◆充実◆
取組内容	母子健康手帳交付時に、安心して妊娠し出産できるよう、すべての妊婦に保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介を行います。また、出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理のため、母子健康手帳の活用方法を検討します。	
担当課	健康推進課、学務課	
主な事務事業	母子健康手帳交付事業、学校運営支援事務、児童保健衛生、生徒保健衛生	
63	パパママ学級等の開催	◆充実◆
取組内容	妊娠期の不安を解消するとともに、妊婦同士の交流の機会を通じて友達づくりをしながら、妊娠・出産・育児について学ぶパパママ学級を開催します。また、保育園等において、プレパパ・プレママ向けの体験保育などを実施します。	
担当課	健康推進課、保育課	
主な事務事業	パパママ学級事業、公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務	
64	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業等の取組	◆充実◆
取組内容	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援の情報提供をはじめ、さまざまな相談に対応するとともに、支援が必要な家庭については、適切なサービスの提供につなげます。また、産後ケア事業を通じて産婦の心身のケアや育児のサポート等を行うことができるよう支援します。 応援	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業	

65	乳幼児健診等を通じた子どもの健康支援	◆充実◆
取組内容	乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の発育や発達の確認を行い、健全な育成と疾病等の早期発見を行います。また、電話や訪問活動を通じて健診未受診児の現況把握を強化し、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども支援ネットワークを活用し、その所在の確認に努めます。 応援	
担当課	健康推進課、子ども家庭支援センター	
主な事務事業	新生児聴覚検査事業、乳児・産婦健康診査事業、６・９か月児健康診査事業 １歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業、保健師地区活動 子ども家庭総合相談事業	
66	産前･産後の妊産婦への支援	◆充実◆
取組内容	産前・産後の時期は、精神的に不安定になりやすく、身体的にも負担がかかるため、妊産婦訪問や赤ちゃん訪問などを通じて妊産婦の健康状態等を把握し、関係部門や医療機関と連携して支援を行います。また、産後ケア事業や育児支援ヘルパー事業[1]、ショートステイ事業などを通じて安心して子育てできるよう支援します。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、子育て推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業、育児支援ヘルパー事業、妊婦健康診査事業 こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業	
67	生活リズムの重要性を学ぶ場の提供	◆充実◆
取組内容	子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動や調和がとれた食事、十分な休養・睡眠など、生活リズムが大切であることを踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズムの大切さをわかりやすく伝える講座やイベントを実施します。	
担当課	子育て推進課、健康推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業、親と子の健康相談事業	
68	子どもを望む家庭への情報の提供	◆充実◆
取組内容	これから子どもを育てたいと考えている家庭に、妊娠・出産・子育てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供します。また、不妊や不妊治療に関する情報の提供に努めます。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター、保育課、健康推進課	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業、公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務 母子健康手帳交付事業	

[1] 育児支援ヘルパー事業：産前産後の大変な時期にヘルパーを派遣して、育児・家事・相談・助言を行う事業です。日中ほかに手助けしてくれる人がいない方で、体の調子や気分がすぐれない場合の支援制度です。出産予定日１か月前から出産後１歳までの乳児１人につき、２時間以内４回まで利用可能です

夢たちコラム

妊娠初期～就学前までの包括的な子育て支援

第一子の妊娠が発覚した時、私は涙がでるほど嬉しく幸せでした。

しかし、妊娠中の体の変化や、産後、昼夜問わず泣いている赤ちゃんを目の前に、気持ちが追いつかず、幸せよりも不安な気持ちに襲われました。

結婚し、実家や気心知れた友人とも離れ、子育てがこんなにも孤独で、思い描いていた「母と赤ちゃんの生活」とは掛け離れた現実がありました。

周りに子育て経験者がいれば、このギャップは少なかったのでしょうが、私はあまり身近にいなかったため、一人で子育てをしなければならない重圧が不安になりました。

親はこどもを授かった時から、親も子育て０歳です。

こどもの権利を守ることは、親や大人の子育て環境を整え、親自身が適切な育児方法を学び、一緒に親育ちをしながら、子育てをすることが大切になります。

令和二年四月から、保護者による体罰禁止を盛り込んだ「児童虐待防止法」と「児童福祉法」の改正法が施行されます。

フィンランドでは、体罰禁止が施行される前から「子育てのスタートを個別の家族にまかせない、継続的なサポート」として、妊娠・出産・子育ての当事者目線でのアドバイス・助言を行う、ネウボラ制度を取り入れています。

妊娠中から、適切な両親プログラムや、途切れのないアドバイス・助言、傾聴といった子育て支援は、親の心を支え、ゆとりの持てる環境に導きます。

同様に、妊娠中～産後・育児中において、保護者同士の交流の場、地域の中で支え合える関係づくりは孤立予防に繋がります。

親子がのびのびと子育て・子育ちができる環境を、社会全体で応援できるように今後も目指していきたいです。

②地域保健・小児医療体制の充実

69	小児医療体制の整備	◆継続◆
取組内容	休日及び平日夜間の小児初期救急診療を継続するとともに、休日・夜間に開設している小児医療機関の情報を提供します。また、身近な地域において日常的な診療や健康管理を担う、かかりつけ医の普及啓発を進めます。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	医科休日急患診療事業、歯科休日応急診療事業、小児初期救急平日準夜間診療事業 こんにちは赤ちゃん事業、乳児・産婦健康診査事業 １歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業	
70	歯と口の健康づくりの推進	◆継続◆
取組内容	歯科健康診査を通じ、乳幼児期から学齢期までの虫歯予防を推進します。また、学校等と協力して、歯と口の健康に対する意識向上に努めます。 応援	
担当課	健康推進課、学務課	
主な事務事業	幼児歯科相談、歯と口の健康週間事業、小学校歯と口の健康週間啓発事業 中学校歯と口の健康週間啓発事業、児童保健衛生、生徒保健衛生	

71	予防接種の適正な実施	◆充実◆
取組内容	予防接種法に基づき、適正かつ安全な予防接種の実施を進めます。関係機関と連携し接種を勧奨するとともに、保護者の相談に随時対応するなど、情報提供に努めます。また、季節性インフルエンザの発病や重症化予防、子育て世代への経済的負担の軽減のため小学生以下の接種について費用助成を行います。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	インフルエンザ予防接種事業	
72	子どもの事故防止策の周知	◆継続◆
取組内容	子どもに多い事故やケガの予防策、救急時の適切な対処方法について、健診などを通じ、情報提供に努めます。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	こんにちは赤ちゃん事業、乳児・産婦健康診査事業 １歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業	

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	77.6%	80.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
こんにちは赤ちゃん事業訪問率	96.8%
妊婦健康診査初回受診率	97.6%
乳幼児健康診査事業受診率 ①３～４か月児、②1 歳６か月児、③3 歳児	①99.0% ②97.1% ③97.6%
小児初期救急平日準夜間診療事業受診者数	507 人
幼児歯科健康診査受診率（2 歳児）	66.8%

［２］ 家庭における子育てへの支援

現状

●核家族化の進行と地域のつながりの希薄化により、身近な地域に相談相手がいないなど、子育てに不安や負担感を抱え、社会からの孤立感や疎外感を持つ保護者が増加しています。
●地域においては、子どもを育てるすべての家庭を対象に、子育ての不安や孤立感を軽減するため、情報提供や相談機能の充実、保護者同士の交流の場づくりなどが求められています。
●幼稚園・保育園などの子育て関係機関や団体が、その機能や資源を生かして、地域における子育て支援事業を展開するとともに、地域の人々が積極的に子育て支援に関わることにより、互いに助け合う地域づくりを進めていく必要があります。
●国や東京都の制度に基づき、子育てに対する経済的な負担を軽減することも重要です。

（１）子育て中に困っていることや悩んでいること（就学前児童家庭）

乳幼児の保護者の多くは、「日常生活でのしつけや常識」「子育てによる身体の疲れが大きい」「家での態度（言葉づかい、遊び、生活時間）」の３項目が、「ある」と回答した人の比率が４割を超えています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の方向性

① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します。
② 地域における子育て支援を充実します。
③ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

取組項目

①子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流の促進

73	利用者支援事業の充実	◆充実◆
取組内容	子育てに関する相談に対応するとともに、個々の状況に応じ、幼稚園・保育園等の教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、健康推進課と子ども家庭支援センターが中心となり、利用者支援事業従事者のための研修や関係機関相互の連携のための体制づくりを進めます。 協働 応援	
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課、健康推進課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子育てひろば事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務	
74	子育て情報のわかりやすい提供と市民活動の支援	◆継続◆
取組内容	広報紙やリーフレット、インターネットなどを活用して、子育てに関する情報がわかりやすく届くように工夫するとともに、子育て・子育ちに関する情報を収集・発信する市民の活動を支援します。 協働 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業）	
75	子育てサークル等による仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。 市民	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業 子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業）、児童館民間運営事業	

76	**子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催**	◆継続◆
取組内容	ノーバディーズ・パーフェクト講座[1]やペアレントプログラム[2]をはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。 **協働** **応援**	
担当課	子ども家庭支援センター、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 成人対象事業	
77	**子育てひろば事業の充実**	◆充実◆
取組内容	乳幼児を育てている保護者の孤立感や不安感の解消、子どもや保護者同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報の提供、子育て講座等を行うとともに、関係機関と連携し、課題を抱えた親子を支援します。地域のニーズに対応し、多世代交流や相談対応力等の強化、子育てひろばの増設に取り組みます。 **応援**	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業	
78	**ファミリーフレンド事業（傾聴ボランティア）の取組**	◆継続◆
取組内容	身近に親族や知り合いがなく、孤立感や不安感を抱えた乳幼児を育てている家庭をボランティアが訪問し、保護者の話を傾聴し、不安やストレスを和らげます。 **協働** **応援**	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

[1] ノーバディーズ・パーフェクト講座：０歳から５歳までの子どもを抱える親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心があることをグループで話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶ講座です。プログラムの目的は、親が自分の長所に気づき、健康で幸福な子どもを育てるための前向きな方法を見出せるよう手助けすることにあり、あるひとつの正しい方法を親に教えることではありません

[2] ペアレントプログラム：育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている

夢たちコラム

子育て子育ち

近頃よく「ＡＩ」（人工知能）のニュースを見聞きする。

私は４歳になる双子を育てる母である。幼稚園の母たちとの話題は「ＡＩ時代に生き抜いていける子に育てるには何をしたらいいか」ということ。

テストで点数が出るような認知的能力はきっとそう遠くない未来にＡＩが担ってしまう。

ではどんな時代も生き抜いていける力とは一体何なのか。

それは認知能力ではなく、テストで測ることのできない非認知能力なのかもしれない。

「人を思いやる心」「やり抜く力」「諦めない力」「自主的に動く力」「自分で判断し行動する力」「探求する心」など。

その根底には「自分はできる」「私ならやれる」と思える力が備わっていなければ育むことは出来ないのではないだろうか。

それを育む上で大切な体験の一つに「愛着」がある。

様々なものが効率良くオートマティック化される現代において親子で互いに愛着を感じ得ることは、短縮してはいけない人間形成に必要不可欠な育みであると思う。親がありのままの子どもを受け入れ、寄り添い、その子自身を理解し認めてあげることが大切だと感じる。その体験こそが、子どもの自己肯定感を育て、自信を持って生きることへと繋がるのではないだろうか。

こんな時代だからこそ、原点に立ち返る必要があると思う。

しかし、現状はついつい仕事や家事で忙しく子どもたちの「ママこっち見て」サインに見て見ぬふりをしてしまっている自分がいる。それを取り戻すかのように毎晩一人ずつ抱きしめて「大好きだよ」と伝える。子ども達は安心し満足そうな顔をする。そして思う。そうだ、これでいいんだ。頑張り過ぎなくていい、今やれることをやるだけだと。

②地域における子育て支援の充実

79	**保育園や幼稚園による地域子育て支援事業の推進**	◆継続◆
取組内容	市立保育園において、子育てひろばと連携した出前保育や相談事業、園庭開放などの地域交流事業を実施します。また、私立保育園や幼稚園が実施する地域子育て支援事業を支援します。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、地域子育て支援事業	
80	**一時預かり･緊急一時保育の充実**	◆継続◆
取組内容	育児に伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減など、一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育を実施します。また、保護者の病気や出産など、やむを得ない事情による突発的な保育ニーズに対応するため、緊急一時保育を実施します。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、公立保育所運営（一時預かり事業） 子ども未来センター管理運営事務（一時預かり事業） 公立保育所運営（緊急一時保育事業）	
81	**ファミリー･サポート･センター事業による地域の助け合いの促進**	◆継続◆
取組内容	地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業について、援助内容や利用方法などの広報を充実し、利用を促進するとともに、援助会員の確保と研修の充実に努めます。 協働 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	ファミリー・サポート・センター事業	

82	子育て支援員の活用	◆継続◆
取組内容	地域型保育事業や一時預かり保育などの子育て支援分野において、育児経験者が活躍することを目的とした「子育て支援員[1]」制度の活用を進めます。 協働	
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、保育課	
主な事務事業	子育てひろば事業、子育て支援啓発事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務、民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、地域型保育給付事務	
83	ブックスタートやおはなし会の開催	◆継続◆
取組内容	市民ボランティアによるブックスタート事業[2]や図書館におけるおはなし会など、絵本や本の読み聞かせを通して、親子のふれあいや子どもの健やかな成長を支援します。 協働	
担当課	子ども家庭支援センター、図書館	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子どもの読書活動の推進	
84	地域資源を活用した子育て関連事業の推進	◆継続◆
取組内容	学習等供用施設[3]や自治会集会所において、子育て関連事業を展開することにより、世代間交流を促進します。また、空き店舗等を活用した子育て関連施設の設置を検討します。 協働	
担当課	子育て推進課、子ども育成課、市民協働課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育てひろば事業、学童保育所民間運営事業、自治会等への支援事業 学習等供用施設管理運営	
85	子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくり	◆継続◆
取組内容	東京都福祉のまちづくり条例[4]等に基づき、ユニバーサルデザイン[5]の公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みます。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと[6]事業」を推進するなど、授乳やおむつ替えができる設備の整備とわかりやすい表示に努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、福祉総務課、障害福祉課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、地域福祉推進事業、障害者総合支援法関連事業	

[1] 子育て支援員：子ども・子育て支援新制度による事業の拡充に伴い、必要な人材を確保するため、育児経験者を対象として、必要な研修の機会を提供し、研修修了者を「子育て支援員」として認定することにより、子育て支援分野の従事者を確保する制度です。認定者は、小規模保育や家庭的保育、一時預かり保育、事業所内保育の保育従事者等として従事することが可能になります

[2] ブックスタート事業：赤ちゃんとその保護者に、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を通したふれあいのきっかけをつくる活動です。本市においては、平成 19(2007)年度から、３～４か月児健診の会場において、市民ボランティアが親子に絵本セットを手渡しするとともに、絵本の読み聞かせや手遊び、子育て情報の提供などを行っています

[3] 学習等供用施設：市民の自主的な学習・集会・レクリエーション等の活動の拠点にすることを目的とした施設として、市内に 11 館あります。地域の市民を構成員とする管理運営委員会が指定管理者として管理運営に携わり、会館まつりや講座の開催、会館だよりの発行などを行っています

[4] 東京都福祉のまちづくり条例：東京都が平成 8(1996)年９月に施行した条例。高齢者や障害者等にとってやさしいまちが、すべての人にとってもやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者や障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を目的としています。平成 21(2009)年３月にはユニバーサルデザインの理念に立った条例改正が行われました

[5] ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、能力の違いなどによって、生活に不便さを感じることがなく、できる限り多くの人々に利用可能なように最初から意図して、機器や建築、身の回りの生活空間などをデザインすることです

[6] 赤ちゃん・ふらっと：一定の設備基準を満たし、東京都から適合証の交付を受けた、授乳やおむつ替え等ができるスペースです。乳幼児を抱える親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設や百貨店など、不特定多数が利用する東京都内の施設等に設置が進められています。令和２（2020)年度現在、立川市内には 17 か所の「赤ちゃん・ふらっと」があります

夢たちコラム

親育ち

子どもを授かった時から、また子どもを持つと決めた時から、親は子どもを慈しみ、愛情を注ぎ、誕生の日や出会う日を心待ちにします。その時から「親」としての歩みを始めています。しかし、子どもを産んだから、子どもを持ったから、親になれる訳ではありません。しかも、親子であっても、人が人を育てていくことは大変なことです。

乳幼児期には授乳や排せつなどから始まり、生きていくために必要な世話をしなければ子どもは安全に生きていくことができません。そして、人として生きていくための基礎を身に付けさせなければなりません。しかも、子どもは日々成長していきます。子どもの成長と共に親も日々成長していかなければその時の子どもの成長に見合った親とはなれません。また、同じ親から生まれた兄弟姉妹であっても、同じような育て方をできる訳ではなく、それぞれの子どもに向き合っていかなければなりません。

そうして、思春期になれば身体は子どもの方が大きくなり、子どもは自分の世界を広げ大人への階段を一歩ずつ上っていき、親が密接に関わることは少なくなります。けれども、子どもが立ち止まる時、助けを求める時、寄り添えるように、そっと、そしてしっかり見守らなければならないと思います。

親が子どもと向き合うことは簡単なことではありません。しかし、子育てとは子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。現代のように変化の激しい社会の中でも、子どもたちが健やかに成長していかれるように、親も子育てを楽しみながら子どもと共に自らが成長していかれるように、そして親子を温かく包んでいかれる地域や社会でありたいと考えています。

③子育てに伴う経済的負担の軽減

86	養育費や医療費の助成	◆継続◆
取組内容	国や東京都の制度を基本に、中学校修了前の子どもを養育している保護者等に対し、手当の支給や医療費の助成を行います。また、学校管理下の負傷などの医療費を災害共済制度により給付します。 応援	
担当課	子育て推進課、学務課	
主な事務事業	乳幼児医療費助成事業、義務教育就学児医療費助成事業、児童手当[1]支給事務 児童保健衛生、生徒保健衛生	
87	乳幼児の保育料等の負担軽減	◆充実◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。幼児保育・保育施設の多子世帯については、東京都の補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。 応援	
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務（徴収事務）、認証保育所利用者負担軽減補助事業 施設型給付事務、実費徴収に係る補足給付事務	

[1] 児童手当：中学校修了前（15 歳になってから最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している保護者に、児童手当が支給されます。所得制限内の保護者には、児童の年齢に応じた手当が支給され、所得制限以上の保護者には、暫定的な特例給付として、児童の年齢に関わらず一定額が支給されます

88	**児童･生徒の教育費の負担軽減**	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。 応援	
担当課	生活福祉課、学務課	
主な事務事業	生活保護費・健全育成事業、小学校就学援助、小学校教育費父母負担軽減補助金 中学校就学援助、中学校教育費父母負担軽減補助金	
89	**出産費用の助成**	◆継続◆
取組内容	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金[1]の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。 応援	
担当課	生活福祉課、保険年金課	
主な事務事業	入院助産支援事業、保険付加給付事業（出産育児一時金）	
90	**子育て世帯への居住支援**	◆継続◆
取組内容	市営住宅の入居募集時に、多子世帯向けの募集枠を設けるとともに、東京都や都市再生機構などが行っている子育て世帯向けの優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用した支援についても、調査・研究します。 応援	
担当課	住宅課	
主な事務事業	市営住宅管理事務、都営住宅地元割当等募集	
91	**幼児教育･保育の無償化**	◆新規◆
取組内容	３歳から５歳の子どもと住民税非課税世帯の０歳から２歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	施設型給付事務、地域型保育給付事務、施設等利用給付事務 私立幼稚園園児補助金交付事務	

[1] 出産育児一時金：国民健康保険の保険給付の一つとして、被保険者が出産したときに世帯主に支給されます。他の健康保険にも同様の給付があります

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
子育てを楽しいと感じることが多い保護者（未就学児）の割合[1]	59.4%	61.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
子ども総合相談受付件数（延べ）	436 件
新規子育てサークル登録者数	15 団体
子育てひろば利用者数 ①おとな（延べ）、②子ども（延べ）	①42,135 人 ②47,070 人
ファミリー・サポート・センター ①援助会員数、②活動件数（延べ）	①　325 人 ②7,722 件
赤ちゃんふらっと設置施設数	16 施設
児童手当受給者数	12,940 人

[1] 子育てを楽しいと感じることが多い保護者（未就学児）の割合：この指標は、平成 27（2015）年に策定した「第 3 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」において、上位計画である第 4 次長期総合計画・前期基本計画と同一の成果指標であるため、前期基本計画の成果指標を確認するためのアンケートをもとに成果指標を管理することとしました。しかし、令和 2（2020）年に策定した後期基本計画では、この指標は成果指標とはなりませんでした。このため今後は、「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」策定の際に実施している市民意向調査を基に成果指標を管理することとし指標の捉え方を変更しました。

施策目標 5

子育てと仕事の両立を支援します

［1］ 保育施設の量と質の確保

現状

●さまざまな雇用形態による共働き世帯が増加する中、出産・育児に関する制度の利用条件との不一致や長時間労働などにより、子育てと仕事の両立が困難な状況があります。
●子育てをサポートするための就労環境の整備を企業に働きかけるとともに、社会全体で働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが求められています。
●子どもを育てながら安心して働き続けるためには、保育園や学童保育所における待機児童の解消が必要です。
●量の拡充だけではなく、幼児教育・保育の質が一層重要となり、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領[1]が改定され、どの施設でも同じ「幼児期に育みたい姿」を目指し、保育環境や保育の質を向上させていくことが求められています。

（1）立川市の保育理念

「子ども一人ひとりの育つ力を大切にし、のびやかな環境の中で、生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします」を立川市の保育理念とします。

[1] 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領：これらは、平成 29（2017）年 3 月 31 日に同時改訂（定）・告示されました。子どもと保育者の信頼・愛着関係を土台にして、「幼児期ならではの『学び』」を援助し、小学校へつなぐことをどの施設でも重視することが明示されています。
改訂（定）の主なポイント（ねらい）は以下の 3 点です。
一つめは、日本の子ども達が、幼稚園、保育所、認定こども園のどの施設に通っても、一定以上の質を持った幼児教育を受けられるようにすることです。
二つめは、子ども・子育て支援法が幼児教育の「量」の拡充と「質」の向上を目指していることを受け、どのようにして質を上げるのかを明確に示したことです。
具体的には、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」で、3 法令の 1 章総則に記載されています。研修、評価や記録のとり方なども質を上げる取り組みとして強調されています。
三つめは、「幼児教育で育つ力」を明確にし、そうした一定の力を各施設で育て、小学校に接続し、伸ばしていくことです。
その後中学校・高校での教育へ発展させていくという長期的な展望をもって、幼児教育を規定しました

（２）待機児童数の推移

待機児童数は、平成 29（2017）～30（2018）年度で急速に減少し、平成 27（2015）年度の 179 人に対して、平成 31（2019）年度では 57 人と大幅に減少しています。平成 31（2019）年度は 0～2 歳児については微増しています。

出典：立川市子ども家庭部

（３）教育・保育の量の拡大の推移

教育・保育の量の拡大の推移では、０～２歳児までは毎年拡大をしてきました。３歳以上は年度により差があるのが特徴です。

出典：立川市子ども家庭部

取組の方向性

① 待機児童の解消と保育の質の向上を図ります。

取組項目

①待機児童の解消と保育の質の向上

92	**幼児教育･保育の量の確保**	◆継続◆
取組内容	地域における幼児教育・保育の需要量や施設の配置バランス等を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。特に、待機児童解消のため、定員枠の拡大を進めるとともに、一時預かり保育のスペースを活用し、短時間就労の保護者も利用可能な定期利用保育を実施します。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、認証保育所運営、施設型給付事務、地域型保育給付事務 市立保育園民営化、民間保育所運営（定期利用保育事業補助金） 民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、公立保育所運営（定期利用保育事業） 公立保育所運営（一時預かり事業）、施設等利用給付事務	
93	**育児休業明け入園予約の実施**	◆継続◆
取組内容	育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度を実施します。	
担当課	保育課	
主な事務事業	入所及び保育料徴収事務（入所事務）	
94	**幼児教育･保育の質の向上**	◆継続◆
取組内容	幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。また、第三者評価[1]、東京都の指導検査、巡回指導により、保育の質の向上を図ります。	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）、保育施設指導検査等事業	

[1] 第三者評価：事業者・利用者以外の第三者の多様な評価機関が事業者と契約し、専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。利用者のサービスの意向を把握するために行う「利用者調査」と、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力を把握するための「事業評価」があります。結果を幅広く情報提供することにより、利用者のサービス選択やサービスの透明性の確保を図るとともに、サービスの質を向上させる取組を促し、利用者本位の福祉を実現することを目的としています

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
待機児童数 （当該年度４月１日時点）	48 人	０人

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
市内の保育園の第三者評価受審数①認可　②認証	①11 施設 ②　２施設
幼稚園受け入れ可能数（定員ベース）	2,561 人
保育施設受け入れ可能数（定員ベース）	4,185 人

［２］ 学童保育所の量と質の確保

現状

●さまざまな雇用形態による共働き世帯が増加する中、子どもが小学校に入学後の支援の重要性が注目されています。
●今後、子どもの人数は減少傾向になっていくと予測されますが、本市の場合、学童に相当する年齢の子どもは、今後２～３年は増減を繰り返す反面、その後は急速に出生数の減が予測されるため、ニーズに応じた整備を行うだけでなく、公共施設マネジメントの視点も踏まえた施設整備が必要です。
●そのため、学童保育所における待機児童を解消するとともに、現時点で学童保育の定員が不足する部分は、学童保育所の定員の増だけでなく、児童館等既存施設を活用した対応が求められています。

（１）学童保育所の定員と待機者の推移

学童保育所の利用可能数は、平成 27（2015）年度には 1,604 人でしたが、平成 31（2019）年度には 1,891 人まで定員を増やしています。

しかし、待機者数をみるとほぼ横ばいとなっているのが特徴です。

出典：立川市子ども家庭部

取組の方向性

① 放課後等の居場所を確保します。

取組項目

①放課後等の居場所の確保

95	学童保育所事業の推進	◆充実◆
取組内容	保護者が放課後不在の小学生に遊びと生活の場を提供するため、学校の余裕教室や空き店舗を活用した学童保育所の整備を進め、待機児童の解消を目指します。また、指導員の資質の向上や保育内容の充実に努めます。 応援	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業	
96	サマー学童保育所[1]や児童館ランドセル来館[2]の実施	◆充実◆
取組内容	長期休業中の学童の待機児童対策として、サマー学童保育所や期間限定の定員の弾力化に取り組みます。また、学童保育所を補完する事業として、児童館ランドセル来館を拡充するとともに、放課後子ども教室との連携についても検討します。 応援	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	
19	（再掲）新・放課後子ども総合プランの推進	◆充実◆
取組内容	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。 応援	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営等、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
学童保育所待機児童数 （当該年度４月１日時点）	210 人	０人

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
学童保育利用可能数	1,800 人
ランドセル来館の利用者数	127 人

[1] サマー学童保育所：小学校の教室を利用した夏休み期間限定の本市独自の学童保育事業。第一小学校、第二小学校及び若葉台小学校において実施しています
[2] 児童館ランドセル来館：就労により保護者が不在の児童に対して、放課後における安全・安心な居場所を確保するため、学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま、直接児童館に行くことができる本市独自の事業です

［３］ 保育サービスの推進

現状

●家族形態や就労形態の変化が進んでいるため、子どもの人数は将来的には減少していく反面、保育ニーズは広がっていくことが予測されます。
●令和元（2019）年 10 月から開始された「幼児教育・保育の無償化」は、教育・保育サービスのニーズに変化をもたらすと考えられます。
●子どもが急な病気の際の病児・病後児保育や、延長保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実していくことが必要です。
●子どもの心身への負担も考慮しながら、子どもの立場で考えていくことも大切です。

（１）病児保育室の利用の推移

病児保育室の利用の推移をみると、「施設型病児保育」は平成 29（2017）年度をピークに、やや減少傾向となっています。

出典：立川市子ども家庭部

取組の方向性

① 多様な保育サービスを推進します。

取組項目

①多様な保育サービスの推進

97	働き方に応じた保育サービスの提供	◆継続◆
取組内容	子どもの健やかな育ちを前提に、多様な働き方を支援するため、認可保育所において、産休明け保育[1]や延長(時間外)保育を実施します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保護者の就労等の状況だけではなく、子どもの心身への負担も考慮して検討します。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	民間保育所運営（延長保育事業補助金）、公立保育所運営（延長保育事業）	
98	幼稚園における一時預かり保育の推進	◆継続◆
取組内容	幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時預かり保育を推進します。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、幼稚園型一時預かり事業	
99	病児･病後児保育の拡充	◆継続◆
取組内容	市内２か所の診療所において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業においては病後児の預かりを継続するとともに、保育園では体調不良児対応事業の検討を進めます。 応援	
担当課	保育課、子ども家庭支援センター	
主な事務事業	病児保育室運営、ファミリー・サポート・センター事業	
100	幼稚園･保育園等の連携	◆継続◆
取組内容	幼児教育・保育を充実させるため、合同研修や交流保育などによる幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、幼稚園・保育園等が特性を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）	
91	（再掲）幼児教育･保育の無償化	◆新規◆
取組内容	３歳から５歳の子どもと住民税非課税世帯の０歳から２歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。 応援	
担当課	保育課	
主な事務事業	施設型給付事務、地域型保育給付事務、施設等利用給付事務 私立幼稚園園児補助金交付事務	

[1] 産休明け保育：生後 57 日目からの乳児を保育所等で預かり、保育すること

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
幼稚園一時預かりの利用者数	54,693 人	60,000 人

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
施設型病児保育の利用状況	1,473 人
幼児教育無償化の対象者数	-
幼稚園預かり保育を定期的に利用している園児数	256 人

［４］ ワーク・ライフ・バランスの推進

現状

●「働き方改革」が進む現在において、ワーク・ライフ・バランスはより重要性を増しています。
●今までの固定概念にとらわれず、すべての人が子育てしやすい環境を作り出すため、家庭のニーズに応じた役割分担や父親のさらなる育児参加が求められています。
●また、女性が出産後に継続して働くことができるしくみの充実や、再就職の支援等を関係機関と連携しながら行うことが必要です。

（１）配偶者の子育てへの満足度（主に子育てを行っている人別／就学前児童家庭）

配偶者の子育てへの満足度については、「両親で同じくらい」子育てをおこなっている家庭では、「満足している」「だいたい満足」の比率が非常に高いのが特徴となっています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

（2）配偶者の子育て参加に満足しているかどうか（就学前児童家庭）

配偶者の子育て参加に満足しているかどうかについては、いずれも「（だいたい）満足している」が高くなっていますが、中学生・高校生世代家庭になると、「（やや）不満」への回答の比率が高くなっています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

取組の方向性

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

取組項目

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

101	子育てしやすい職場環境づくりの促進	◆継続◆
取組内容	市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進や多様な働き方を提案します。また、子育て等と仕事の両立に取り組む企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。 応援	
担当課	男女平等参画課、産業観光課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女が働きやすい環境づくりの推進）、労働関連事務	
102	働き方の見直しや家事･育児分担等の意識啓発	◆継続◆
取組内容	一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、男女が働きやすく、家庭における役割を担い合うような環境づくりの推進に向けた啓発に努めます。	
担当課	男女平等参画課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女平等参画と人権の意識づくりほか）	

103	父親の育児参加の推進	◆継続◆
取組内容	父親対象の育児教室や講座を開催し、学習機会と交流の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信します。また、父親の長時間労働の抑制や育児休業の取得促進について、企業や個人に働きかけます。	
担当課	男女平等参画課、子ども家庭支援センター、健康推進課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女が働きやすい環境づくりの推進）、子育て支援啓発事業 子ども未来センター管理運営事業（子育て支援管理運営） パパママ学級事業、成人対象事業	
104	女性の就労･再就職支援	◆継続◆
取組内容	子育て中の保護者が働きやすい環境づくりのために、事業所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、新たな一歩を支援します。 応援	
担当課	男女平等参画課、産業観光課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（あらゆる分野での男女平等参画の推進ほか）、労働関連事務	

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	18 事業所	30 事業所

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
パパママ学級事業参加者数	631 人
地域学習館イクメン講座の参加者数	80 人

夢たちコラム

保育現場にて　子育てをしながら思うこと

十月から幼児教育の無償化が始まりました。幼児２人を育てている私もその恩恵を受けています。政府や自治体は子育てに対して力を入れています。それは保護者にとって、とても助かっていますが〝子ども達〟にとって幸せにつながっているのでしょうか？仕事がしやすい環境になった反面、子どもが親といる時間が少なくなっていませんか？

子ども達は幼稚園・保育園が大好きです。先生や友達と関わることで家庭の中では学べない人間関係や新しい事象を体験し、目をキラキラさせて過ごしている姿を毎日見ています。毎日楽しく生活している基盤に〝家庭〟という子どもの心が安らげる安全基地があるからこそ保育の現場でのびのびと過ごすことができるのでしょう。子どもと向き合い、その日の出来事を少しの時間でも話し笑いあうと子どもは自分を見てくれていると自己肯定感を感じ、心が満たされていきます。

私自身も現在、幼稚園教諭の助手として働きながら子育てをしているので日々葛藤しながら過ごしています。

子どもと向き合えているのか？もっと子どもとの時間を作った方がいいのでは？働いて家庭を支えないと…子どもの将来のために貯金をしなくては…色々と考えながらもまずは〝子どもの気持ち〟になって考えるようにしています。子どもの様子をよく見ながら今日の体調はどうかと様子をみたり、一対一で話しができる時間をつくるように努めています。（疲れてできない日もありますが…）〝家庭は子どもにとって安心して過ごせる場所である〟ということを念頭において考えていると日々の関わり方も変わってくるかもしれませんね。

また、子育て中心の生活をしていて「私、働いてないから…」と肩身の狭い気持ちになっている方もいると聞きます。働くことは大切ですが子どもとしっかり向き合い生活をしていると自信をもって欲しいと思います。（子どもと一緒にいると子どもが優先になり家事をするのも大変です。）

社会全体が子どもにとってより良い環境になることを願います。

施策目標 6　配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

［１］　途切れのない成長支援

現状

●近年、保護者や教育・保育関係者において関心が高まっている発達障害は、早期の気づきと適切な療育が重要です。乳幼児健診や幼稚園、保育園、学校等の場において早期の気づきに努めるとともに、不安を抱える保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携し、成長の段階に応じて、適切な支援につなげていく必要があります。
●さまざまな障害や個性にかかわらず、お互いの違いを認め合い共に生きていくために、幼児期の子どもから保護者も含めた市民への啓発も重要です。
●いじめや不登校、障害、経済的な貧困などのさまざまな事情から、ニートやひきこもりなど、社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が社会問題になっています。
●そのような一人ひとりの状況に応じた相談・支援のために、教育や雇用、福祉・医療など、異なる分野の施設や機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要があります。

（１）子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数

子ども未来センターの発達相談では、発達に支援や配慮が必要な子どもとその保護者に相談支援を行いました。電話、来所は平成 30（2018）年度では 2,132 件となっており、増加する相談支援に対応しています。

子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数は、平成 30（2018）年度で 72 件となっています。

出典：立川市子ども家庭部

取組の方向性

① 発達に支援や配慮が必要な子どもとその家庭の支援環境の整備を進めます。
② 障害のある子どもとその家庭への支援を進めます。
③ 関係機関の連携による継続的な相談・支援体制を確立します。
④ 困難を抱える若者の自立支援を推進します。

取組項目

①発達に支援や配慮が必要な子どもとその家庭の支援環境の整備

105	**早期の気づきから支援につなげるしくみづくり**	◆充実◆
取組内容	発達において支援や配慮が必要な乳幼児を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、乳幼児健康診査や５歳児相談[1]などにおいて、早期の気づきに向けた取組を強化するとともに、療育施設や医療機関等と連携し、必要な支援につなげます。	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、乳幼児健康診査事業、教育相談、就学相談	
106	**発達相談の専門性の強化と身近な相談場所の確保**	◆継続◆
取組内容	発達相談窓口に臨床発達心理士などの専門職を配置し、専門性を高めます。また、子育てひろばや保育園等が、身近で気軽な相談や情報提供の場として機能するよう、職員のスキルアップに努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課	
主な事務事業	総合発達相談事業、子育てひろば事業、公立保育所運営（保育所運営） 心身障害児通園施設管理運営	
107	**発達支援親子グループ事業の実施**	◆継続◆
取組内容	発達において支援や配慮が必要な１～５歳児を対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通して、子どもの発達や特性についての理解を深め、成長を支援します。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	総合発達相談事業（発達支援親子グループ事業）	
108	**ドリーム学園[2]の機能強化**	◆充実◆
取組内容	心身の発達に支援や配慮が必要な２～５歳児を対象に、通園による療育を実施するとともに、保護者同士、家族等の集う場を設け、学習会などを実施して家族支援を行います。また、一時預かりなどの取組についても検討を進めます。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	心身障害児通園施設管理運営	

[1] ５歳児相談：専門相談員が市内の保育園や幼稚園を巡回し、年中児の保護者を対象に、３歳児健診後から就学までの間のことについて、気になることの相談を受けています
[2] ドリーム学園：心身に発達の遅れが見られる児童を対象に、それぞれの児童がもっている潜在的な能力を引き出しながら心身の発達を促すとともに、社会性・適応性を育むため、総合的な療育訓練の実施や相談助言事業を行っている市の施設です

109	**幼稚園･保育園等への巡回相談と専門研修の実施**	◆継続◆
取組内容	子どもの発達に関する専門相談員が幼稚園や保育園等を巡回し、発達が気になる子どもの集団における生活について、現場において指導・助言するとともに、発達障害などの専門的な研修や事例検討会を実施します。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、保育課	
主な事務事業	総合発達相談事業、学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業 私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）	
46	**（再掲）特別支援教育における相談の充実**	◆充実◆
取組内容	丁寧で分かりやすい就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実を図ります。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	
110	**地域における発達支援に関する啓発**	◆充実◆
取組内容	保護者や支援者、一般市民が支援や配慮を必要とする子どもたちへの理解を深め、地域において支えていくことができるように、発達支援に関する啓発に取り組みます。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、教育支援課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	総合発達相談事業、心身障害児通園施設管理運営 子ども・若者自立支援ネットワーク事業、特別支援教育の推進、成人対象事業	
111	**児童発達支援センターの設置**	◆新規◆
取組内容	途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」について、役割や機能を検討し、設置します。	
担当課	子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康推進課、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、心身障害児通園施設管理運営、教育相談、就学相談	

夢たちコラム

心のバリアフリーについて

人はだれでも、住みなれたまちで生活することを望んでいます。

知的、発達に障害のある人が、働きに行ったり、遊びに出かけたりすることが、多くなってきました。

でも、人とのコミュニケーションがうまくとれないために、社会生活や集団生活がうまくできず、周囲に誤解されることが少なくありません。

そのような見た目ではわかりづらい障害のある人は、どんな困り感があるのか、どんな生きづらさがあるのか、たくさんの人に知ってほしい、知ってもらうことが心のバリアフリーに繋がる第一歩と信じ、理解啓発活動として、立川市手をつなぐ親の会の中で、立川キャラバン隊ひこうき雲を４年前に発足しました。この４年間で、子どもたちから高齢者まで、障害特性を疑似体験し、体で感じてもらい、良い接し方、悪い接し方をお話してきました。

例えば、良い接し方は、「できないことだけ手伝う・できることは自分で・はげます・ほめる」

悪い接し方は、「大声・怒る・しつこく何回も言う」などを伝えています。しかし、この言葉を見てわかるように難しいことは何も言っていないのです。小さなお子さんでもわかる簡単な言葉や接し方ですが、子育て、家庭の中、学校生活、社会生活等の中で、できるようで案外難しいのです。

私たちは、障害をテーマに活動していますが、実は障害のある人に接するような対応は、子どもたち、認知症の方、高齢者の方など、誰にでもやさしい対応になるのです。「立川市障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくる条例」が平成30年４月１日に施行されました。「障害者のための条例」と思われがちですが、障害のある人もない人も全ての立川市民の条例です。障害者にやさしいまちは誰にでもやさしいまちなのです。

更には、未来を担う子どもたちの心に、「みんなちがってみんないい！」の種をまき、心のバリアフリーの芽が出て花が咲くことを願いながら活動を続けています。

②障害のある子どもとその家庭への支援

112	障害のある子どもとその家庭への生活支援･経済的支援	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもとその家庭に対し、ショートステイ、ホームヘルプなどの障害福祉サービスや、障害児通所支援等のサービスを提供し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付により、経済的な支援を行います。また、障害のある子どもや、その保護者が交流できる場を支援します。 応援	
担当課	子育て推進課、障害福祉課	
主な事務事業	東京都子ども医療費助成事務、障害児等育成医療費助成事業 未熟児等養育医療費助成事業、児童育成手当支給事務 児童扶養手当支給事務、障害者ホームヘルパー派遣事業 障害者短期入所事業、手当等支給事業、東京都医療費助成事務、補装具等給付事業	
113	幼稚園･保育園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供	◆継続◆
取組内容	幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある乳幼児の受入れに取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供します。また、学童保育所においても、引き続き、障害のある児童の受入れに取り組むとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行います。	
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園指導監督 施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）、幼稚園教育振興事業	

114	障害のある小･中学生の教育費の軽減	◆継続◆
取組内容	特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を支給し、経済的な負担を軽減します。 応援	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	小学校就学奨励、中学校就学奨励	
115	障害のある子どもの余暇活動や交流機会の提供	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもに、放課後や休日、長期休暇におけるレクリエーションやスポーツ等の機会を提供します。また、地域において、障害のあるなしに関わらず、子ども同士や市民と気軽に交流できる機会を拡充し、ノーマライゼーション[1]の意識の醸成を進めます。	
担当課	障害福祉課、スポーツ振興課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	ふれあいの広場運営事業、スポーツ普及奨励活動事業、各種スポーツ関連教室の開催、障害者対象事業	

③関係機関の連携による継続的な相談・支援体制の確立

116	サポートファイルの活用	◆充実◆
取組内容	子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や、生活の様子等を記録することができるサポートファイルの活用を推進します。	
担当課	子ども家庭支援センター、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	
49	（再掲）就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、配慮や支援が必要な児童について、保育園・幼稚園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成を推進し、小学校から中学校への円滑な引継ぎを進めます。	
担当課	教育支援課、保育課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、就学相談、私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）	
117	幼稚園教諭･保育士･学校教員の相互理解と連携	◆継続◆
取組内容	幼稚園教諭・保育士・学校教員を対象に、発達障害等に対する適切な支援に関して、知識・技能を共有するための合同研修や事例研究の機会を設け、幼・保・小の相互理解と連携を進めます。	
担当課	子ども育成課、保育課、指導課、教育支援課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）、教育研究事務、特別支援教育の推進、教育相談	

[1] ノーマライゼーション：1960 年代に北欧諸国から始まった社会理念の一つで、高齢者や障害者が、社会の中で特別に区別されることなく、社会生活を共にするのがノーマル(正常)なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。また、それに向けた運動や施策なども含まれます

④困難を抱える若者の自立支援

118	子ども･若者自立支援ネットワークの運営	◆継続◆
取組内容	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者を必要な支援につなげます。	応援
担当課	子ども育成課、産業観光課、障害福祉課、生活福祉課、指導課	
主な事務事業	子ども・若者自立支援ネットワーク事業、若年者就業支援事業 障害者生活支援事業、生活保護費、自立促進事業、生活困窮者自立支援事業	
119	若年者の就業支援	◆継続◆
取組内容	若年者(概ね 15 歳～40 歳未満)を対象に、就業に関する情報の提供や職業相談、セミナーの開設、職場体験などの支援を通じ、職業的な自立につなげます。	応援
担当課	産業観光課、生活福祉課	
主な事務事業	若年者就業支援事業、生活保護費・自立促進事業、生活困窮者自立支援事業	
120	フリースペース[1]等の支援	◆継続◆
取組内容	不登校やひきこもりなどの子どもや若者が、自分自身の「居場所」を見い出し、多様な活動の場として活用することができるよう、フリースペース等の活動を支援します。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	子ども・若者自立支援ネットワーク事業、児童館民間運営事業	

夢たちコラム

困難を抱える若者の自立

「誰にも気が付かれなければあの時お弁当を受け取れていたかも」友人は30年前のことを思い出し、大切なことを教えてくれました。それは中学1年生の時、運動会にお弁当を持っていくことができずに下を向いたまま昼休みを過ごしていたときに差し出されたお弁当のことでした。「おなかは減っていたけど受け取ることができなかった」という友人の「誰にも」という言葉には、自分自身にもという意味が含まれています。

このプランにはたくさんの「支援」が明記されています。例えば市内にはひきこもりの若者が約1000人いると推計されていてその「支援」や、学校に行きたくてもいけない小中学生が227人、いじめが把握されているだけで1087件、それらの子どもたちやその家族への「支援」などです。

「支援」という言葉には上下関係が含まれている、例えば「応援」と表記した方が必要な人が利用しやすいのではないだろうか、すべての市民が利用しやすい「応援」をこのプランで実現することができないだろうか、委員みんなで毎回話し合ってきました。まだ十分ではないかもしれません。次のプランへさらなる改善の希望を託しますが、本プランに明記された「応援」が必要な子ども・大人に必要なだけ届き活用されることを願っています。

[1] フリースペース：一般的には「子どもの居場所」として、既成概念にとらわれない子どもが中心の場所を言う場合が多く、子どもが安心でき、ほっとするスペースや、子どもの参加を保障し、子どもの活動の拠点となるスペースなどを指します。NPO 法人などの民間団体による活動が展開されています

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
サポートファイルの利用件数	－	2,600 件

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
発達相談新規受付数	378 件
発達支援親子グループ事業①実施回数②参加者数（延べ）	①　336 回 ②1,634 人
児童育成手当（障害）支給対象者数	1,815 人
ふれあいの広場参加者数 ①障害者・保護者・介護者②ジュニア・リーダー[1]等	① 31 人 ②　－
就学支援シートの提出件数	244 件
子ども・若者自立支援ネットワーク事業に参加する支援機関・団体につながったケースの件数	67 件

[1] ジュニア・リーダー：各地域の子ども会に属し、子どもたちとおとなたちの架け橋になる中学生・高校生です。子どもたちの良き理解者であり、子どもたちにとって一番身近な指導者となります

［2］　配慮を必要とする家庭への支援

現状

●ひとり親家庭については、経済的な自立や家事・育児に関する困難など、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える課題があります。また、29 歳以下の離婚率が増加し、低年齢化も進んでいます。
●ひとり親家庭が安定した生活を営めるよう、相談機能や情報提供を充実するとともに、就業支援や生活資金等の貸付、家事・育児の援助など、経済的・精神的な支援が必要です。
●子育てに関する不安感や生活の困窮など、さまざまな要因により、養育が困難な状況にある家庭については、子どもの最善の利益をより重視した相談・支援体制の充実が求められています。また、文化や生活習慣が異なる子どもや保護者に対する支援も重要です。

（1）子育ての悩み（ひとり親家庭）

ひとり親世帯が、他の世帯区分と比較して多い項目は、「子育てを自分ひとりでしなければならない」「いじめなどの心配」「子どもの友人関係」「おこづかいの使い方」が多くなっているのが特徴です。

出典：第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

（就学前児童家庭、小学生児童家庭、中学生・高校生世代の保護者と比較して
10 ポイント以上、ひとり親家庭が高い項目のみ抽出）

取組の方向性

① ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します。
② 子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します。

取組項目

①ひとり親家庭の自立に向けた支援

121	ひとり親家庭のための情報提供や相談等の充実	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援の情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員[1]が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。また、ＤＶ被害の早期発見と早期対応を進めるため、関連する相談窓口が連携し情報を共有するとともに、保護が必要な母子等については、母子生活支援施設[2]において速やかに保護します。 応援	
担当課	男女平等参画課、生活安全課、子育て推進課、生活福祉課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（カウンセリング相談事業ほか） 母子及び父子・女性福祉資金貸付事業、母子家庭等就業支援事業 母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業	
122	孤立傾向にあるひとり親家庭等の見守り支援	◆継続◆
取組内容	市内に居住し、幼稚園や保育園などを利用していないひとり親家庭等について、４か月に１回の訪問により継続して見守るとともに、子育てに役立つ情報を提供します。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	ひとり親家庭等見守り支援事業	
123	子育て･生活支援によるひとり親家庭等の自立促進	◆継続◆
取組内容	家事・育児援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立に向け日常生活を支援します。また、子どもの養育が困難な母子家庭等については、母子生活支援施設への入所により、生活を支援し自立を促します。 応援	
担当課	子育て推進課、生活福祉課	
主な事務事業	ひとり親家庭ホームヘルプ事業、母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業	

[1] 母子・父子自立支援員：全国の都道府県、市、福祉事務所設置町村に配置されており、母子・父子家庭及び寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育て、就業に関する相談・支援を行っています
[2] 母子生活支援施設：18 歳未満の子どもを養育している母子家庭や何らかの事情により離婚の届出ができないなどの母子家庭に準じる家庭において、子どもの養育が困難な場合に、母子を保護するための児童福祉法に定められた施設です。入所した母子の心身と生活を安定させるための相談・援助を進め、自立を支援しています

124	ひとり親家庭等に対する経済的な支援	◆継続◆
取組内容	児童扶養手当や児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免やJR定期券の割引など、関係機関・団体の制度等についても周知に努めます。 応援	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	児童育成手当支給事務、児童扶養手当支給事務 ひとり親家庭等医療費助成事業、母子及び父子・女性福祉資金貸付事業	
125	寡婦(夫)控除[1]のみなし適用	◆継続◆
取組内容	子ども・子育て支援新制度に移行した幼児期の教育・保育施設等の保育料、私立幼稚園園児補助金、市営住宅使用料の算定にあたり、非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をみなし適用します。 応援	
担当課	住宅課、保育課	
主な事務事業	市営住宅管理事務、私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務（徴収事務）	
126	離婚等に伴う養育費制度の啓発	◆継続◆
取組内容	離婚等に伴う養育費については、子どもの利益が優先され、適切に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの相談窓口を紹介するなど、養育費のしくみに関する周知・啓発に努めます。 応援	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等就業支援事業	
127	ひとり親の就業支援	◆継続◆
取組内容	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援員が相談者一人ひとりの自立支援プログラムを作成し、ハローワークと連携して、自立に向けた就業を支援します。 応援	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等就業支援事業	
128	母子寡婦福祉団体との連携	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭の交流や社会的な自立に取り組む母子寡婦福祉団体を支援するため、補助金を交付するとともに、ひとり親家庭の見守り支援のための連携強化に努めます。 協働 応援	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等福祉団体事業費補助金	

[1] 寡婦(夫)控除：納税者が所得税法上の寡婦(夫と死別または離別後再婚していない人、扶養親族または生計を一にする子がいる人または一定の所得以下の人)や寡夫(妻と死別または離別後再婚しておらず、生計を一にする子がおり、一定の所得以下の人)に当てはまる場合に受けられる所得控除です

②子どもの養育が困難な家庭の支援

9	**（再掲）児童虐待の未然防止・早期発見**	◆継続◆
取組内容	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤルについても継続して周知します。 協働 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	
75	**（再掲）子育てサークル等による仲間づくりの促進**	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。 市民	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 児童館民間運営事業	
76	**（再掲）子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催**	◆継続◆
取組内容	ノーバディーズ・パーフェクト講座やペアレント・プログラムをはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。 応援 協働	
担当課	子ども家庭支援センター、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 成人対象事業	
129	**支援が必要な家庭の早期把握と関連課等の連携**	◆継続◆
取組内容	乳幼児健診や小・中学校入学など、子どもや保護者と接する機会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関連課や関係機関が情報を共有し連携することにより、見守りや必要な支援につなげます。 また、子ども家庭総合支援拠点として、子どもと妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じて必要な支援を行います。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課、教育支援課	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業、１歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業 乳幼児健康診査事業、保健師地区活動、就学相談、教育相談、児童保健衛生	

130	**所在が確認できない子どもへの対応**	◆継続◆
取組内容	住民登録があるにもかかわらず、乳幼児健診の未受診者や未就園児、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなどの状況を確認できず、訪問によっても所在確認できない子どもについて、子ども支援ネットワークの活用や、東京出入国在留管理局に出入国を確認するほか、他の区市町村や児童相談所等とも情報を共有し、所在の確認に努めます。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課	
主な事務事業	ひとり親家庭等見守り支援事業、子ども家庭総合相談事業、乳児・産婦健康診査事業 １歳６か月児健康診査事業、３歳児健康診査事業、保健師地区活動、学校運営支援事務	
131	**養育支援訪問による支援**	◆継続◆
取組内容	さまざまな要因により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	養育支援訪問事業	
132	**子どもショートステイ事業による保護者の負担軽減**	◆継続◆
取組内容	入院や仕事、育児疲れなどの理由により、保護者が一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子どもを預かり、宿泊や食事を提供することによって、子育てによる保護者の身体的・精神的な負担を軽減します。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子どもショートステイ事業	
133	**養育家庭や児童養護施設等の支援**	◆継続◆
取組内容	療育家庭体験発表会等の機会をとらえ、家庭で暮らすことができない子どもを養育する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホームの現状を市民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相談・支援体制の整備、養育家庭の募集を支援します。 応援	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	
134	**経済的に困窮している家庭の子どもに対する支援**	◆継続◆
取組内容	経済的に困窮している家庭の子どもに対し、生活支援や学習支援、居場所づくりなど、地域と連携して進めます。 協働 応援	
担当課	生活福祉課、子ども家庭支援センター、子ども育成課、福祉総務課	
主な事務事業	生活保護費・自立促進事業、生活困窮者自立支援事業 子ども家庭総合相談事業、子ども・若者自立支援ネットワーク事業 地域福祉推進事業	

87	**（再掲）乳幼児の保育料等の負担軽減**	◆充実◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。幼児保育・保育施設の多子世帯については、東京都の補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。 応援	
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務(徴収事務)、認証保育所利用者負担軽減補助事業 施設型給付事務、実費徴収に係る補足給付事務	
88	**（再掲）児童･生徒の教育費の負担軽減**	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。 応援	
担当課	生活福祉課、学務課	
主な事務事業	生活保護費・健全育成事業、小学校就学援助、小学校教育費父母負担軽減補助金 中学校就学援助、中学校教育費父母負担軽減補助金	
89	**（再掲）出産費用の助成**	◆継続◆
取組内容	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。 応援	
担当課	生活福祉課、保険年金課	
主な事務事業	入院助産支援事業、保険付加給付事業（出産育児一時金）	
135	**帰国又は外国人の児童･生徒に対する就学支援**	◆充実◆
取組内容	帰国や外国人の児童・生徒のうち、日本語の理解が十分ではない子どもたちのために、通訳協力員[1]を配置し、授業の通訳や学校・家庭間の連絡書類の翻訳等を行うとともに、関係機関と連携してさらなる学習支援を検討します。また、外国人学校に通学する外国籍の子どもの保護者を対象に、授業料等の補助金を交付します。 応援	
担当課	指導課、市民協働課	
主な事務事業	教育事業事務、外国人学校就学児補助事業	

[1] 通訳協力員：外国からきた日本語がわからない児童・生徒がいる学校に派遣する、通訳ができる協力員です。教員とともに、児童ひとりに対し 400 時間の範囲で学校適応の支援を行います

夢たちコラム

お金だけではない、子どもの貧困

日本の子どもたちの7人に1人が相対的貧困だと言われます。食べ物がなく飢えで死に瀕するような状態は絶対的貧困です。これに対して、日本で生活していく上で「当たり前」だと思われていることができない状態が相対的貧困です。

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」では「お金のことなど経済的な理由でできなかったこと」を質問しています。小中学生で最も多かったのは「おこづかいをもらうことができなかった」であり、小学生6.3%、中学生8.5%でした。

高校生が経済的な理由でできなかったことは「友達とのつきあい」で7.2%でした。同様の質問を保護者にもしています。小学生の保護者では経済的な理由でできなかったこととして「学習塾に通わせる」18.8%、中高生の保護者では「家族で旅行に行く」20.5%、ひとり親は「家族で旅行に行く」74.7%となっています。

プラン策定の話し合いでは、「貧困は経済的なことだけではないのではないか」という意見もでました。

たとえば、人とのつながり。朝食を1人で食べる小学生は25.8%、夕食を一人で食べる小学生は4.1%でした。中高生ではぐんと多くなって、朝食47.2%、夕食17.5%が一人で食べると答えています。

悩み事を誰にも相談しない子の姿も見えてきました。小学生では8割が、中高生では9割が「悩みがある」と答えているのに、小学生の3.2%、中高生の4.5%が「相談する人がいない」を選びました。「自分で解決する」を選んだのは小学生が24.9%、中高生が28.6%でした。誰かに相談することを恥ずかしいことだと感じているのではないか、という話も出ました。相談できる人はとても勇気のある人です。相談は、恥ずかしいことではありません。

第4次プランでは、子どもとおとなのつながりがもっと豊かになるように、お金だけではない子どもの貧困にも目を向けていけたらと考えました。「大丈夫、どんなときもあなたのことを見守っているよ」と言えるおとなが増えるように、しくみを整えていきます。

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
養育支援訪問事業（専門的相談支援）の訪問実家庭数	53 世帯	８０世帯

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
児童育成手当支給対象者数	30,408 人
母子自立支援プログラム策定件数	8 件
子ども支援ネットワーク進行管理継続ケース総数	609 件
子育て支援啓発事業対象者別交流会①実施回数②参加者数（延べ）	①　36 回 ②　439 人
子どもの学習支援事業延べ利用数	1,931 人
通訳協力員配置数	34 人

施策目標 7　地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

［１］　協働による事業の推進

現状

●子どもの権利の尊重や＜子育ち＞＜学び＞＜子育て＞の支援、配慮が必要な子どもや家庭の支援を推進するためには、行政や家庭、地域の市民、保育園・幼稚園・学校、医療機関、事業所など、地域のさまざまな構成員がそれぞれの役割を担いつつ、積極的に関わることが求められています。
●そのためには、地域全体が協力して子どもを育むという、共通した認識を広めるとともに、子育ち・子育て支援者として活動する人材を育成・確保することが重要です。
●本市においては、子育ち・子育てに関わる団体やグループが多数存在しており、それぞれが主体的な活動を展開しています。こうした団体同士が相互に情報を交換し交流することにより、それぞれの活動が活性化し、地域の特性を生かした新たな子育ち・子育て支援の新たな展開が期待されます。

（１）地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合（再掲）

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、平成 30（2018）年度では 64.5%となっています。なお、最近３年の動向をみると、平成 28（2016）年度の 67.1%をピークにやや減少傾向となっています。

出典：第４次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の方向性

① 子育ち・子育て支援のための人材育成を進めます。
② 地域に根ざした子育ち・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます。

取組項目

①子育ち・子育て支援のための人材育成

136	**地域の子育て支援者の育成**	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育て支援に関する講座や研修等を開催し、地域の子育て支援者の育成とスキルアップに取り組みます。特に、シニア世代や育児経験者が知恵や経験を生かし、地域で活躍できるよう、情報提供や人材育成等を進めます。 市民 協働	
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、市民協働課、生涯学習推進センター、福祉総務課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連） 子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) 子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能)、市民活動センター事業 成人対象事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務、地域福祉推進事業	
137	**地域を担う青少年の育成活動の支援**	◆継続◆
取組内容	将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会による育成活動を支援します。 市民 協働	
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	少年団体リーダー研修事業、青少年活動奨励事業	
138	**青少年の地域活動への参加促進**	◆継続◆
取組内容	地域行事やボランティア活動などに、高校生や大学生が参画しやすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高校生によるジュニア・リーダー団体の自主運営を支援するとともに、地域において活躍できる機会の拡充に努めます。 市民 協働	
担当課	子ども育成課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	青少年活動奨励事業、子ども対象事業	
75	**（再掲）子育てサークル等による仲間づくりの促進**	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。 市民	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 児童館民間運営事業	

夢たちコラム

ジュニア・リーダーをやってみて

皆さんはジュニア・リーダーについて知っていたり、聞いたりしたことはありますか？ジュニア・リーダーとは、子どもと大人のかけはしとなり、地域を支えていく中高生リーダーのことです。

私は、小学生のころから子ども会で参加していたドッチボール大会でジュニア・リーダーを知りました。審判をしていたジュニア・リーダーたちは、あまり年の差もないのにとても大人っぽく見えてあこがれたのを覚えています。

また、八ヶ岳キャンプで見たジュニア・リーダーたちは大人よりもずっと近い存在としてメンバーたちを見守りたのしませてくれていて、あんな存在になりたいと思いました。

しかし、その後ジュニア・リーダーとなり一番最初に感じたことは「大変」ということでした。ジュニア・リーダーは子どもの相手をするだけではなく、キャンプの企画からお祭りの手伝いまでやることがたくさんありとても大変でした。

しかし、そんな考えも八ヶ岳キャンプに行ってから変わりました。自分たちで企画したレクリエーションで楽しんでいるメンバーたちを見ていると「やってよかった」と思え、ジュニア・リーダーとは、自分たちが楽しむのではなく人を楽しませるものなんだと知ることができました。自分たちが頑張ったことでだれかが笑顔になってくれるうれしさや達成感を知ることができたのです。

今ジュニア・リーダーをいっしょにやろうと言われても、一人でなんか始められないという人が多いと思います。私もそうでした。いっしょにやろうと誘った友達からの返事はみんな「みんながやるなら」というものでした。もし一人で悩んでいるのなら仲間を見つけて始めてみてほしいと思います。何も知らなくても研修会などに参加すれば、いちから知ることできます。

まだ私も、はじめて知ることばかりで大変ですが、自分の成長を感じることができています。誰かを笑顔にする力は、これからずっと役に立っていくものだと思います。

②地域に根ざした子育ち・子育て支援活動とネットワークづくり

139	**ウドラ夢たち基金との連携**	◆新規◆
取組内容	市民団体ウドラ夢たち基金と連携して、市内の子どもたちの夢をかたちにする取組を進めます。 協働	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連）	
140	**多様な事業主体の連携による子育ち･子育て支援**	◆継続◆
取組内容	地域が主体となった子育ち・子育て支援を促進し、全ての人が子どもの気持ち、意見を尊重した育ちを支えるという意識を高めます。また、企業や大学等の民間組織、地域の市民と連携し、地域の特性を生かした居場所づくりなど、子育て支援の充実に努めます。 協働	
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、男女平等参画課、市民協働課、福祉総務課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連）、子育て支援啓発事業 男女平等参画推進事業（たちかわ男女平等フォーラムほか） 市民活動センター事業、子ども未来センター管理運営事務（市民活動機能） 地域福祉推進事業	

52	**（再掲）地域ボランティアの活用**	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。 市民 協働 応援	
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	学校支援ボランティア事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務、地域学校連携事業	
53	**（再掲）大学と連携した学校支援**	◆継続◆
取組内容	学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。 協働	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務、学力向上事務	
141	**子育ち･子育て支援団体の活動情報の収集と発信**	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育てに関わるグループや団体の活動情報を収集し、既存団体や活動に参加したい市民等に提供します。 協働	
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、市民協働課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進(事業実施関連)、子育て支援啓発事業 市民活動センター事業、社会教育団体登録制度事務	
142	**子育ち･子育て支援団体のネットワーク化に向けた支援**	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育てに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。 協働	
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、市民協働課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進(事業実施関連)、子育て支援啓発事業 市民活動センター事業、子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能)	

夢たちコラム

ウドラ夢たち基金の誕生

わたしたちはたちかわの子どもたちが夢を形にすることを応援します。

「あったらいいな、こんなもの」「できたらいいな、こんなこと」子どもたちのそんな願いを形にする取組を、資金面でバックアップします。

『夢育て・たちかわ　子ども21プラン』の理念「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」のもと、この思いと願いを共有してくださる同志を募り、大らかで広い心で子ども達を見守りともに歩んでいく団体として、ここに「ウドラ夢たち基金」を立ち上げます。

～設立趣意書より～。

2018年４月18日、市民が立ち上げたウドラ夢たち基金は、同年４月24日立川市と「市民団体ウドラ夢たち基金と立川市の連携及び協力に関する協定」を締結。子どもたちの夢の実現のために基金を設立することは、2005年（平成17年）第一次プラン策定時に市民が実現する施策として書き込まれていた。

計画策定に関わった市民を中心に、このプランの実現を市民サイドから取り組む団体として「夢たち応援団」が組織され、その中に「基金設立準備委員会」も設けられた。しかし、残念ながら夢たち応援団は設立後10年を一区切りとして2016年度で解散。準備委員会が受け入れていた資金が宙に浮いてしまうことになった。

そもそも基金を構想したのは、計画づくりに関わる中で、子どもたちが発想した夢を実現するための資金面でのサポート。基本にあるのは、子どもの権利の尊重である。子どもたちひとりひとりが今を生きる対等の仲間であり、自分たちの発想や行動で世の中をよりよく変えることが出来ることを実感して欲しい。10年間動かなかった基金構想を具体化するために、旧夢たち応援団メンバーの他、地元の企業や、理論的な後ろ盾となってくださる学識の先生方に声を掛け、資金を受け継ぐことにした。

子どもたちから実現したい夢の提案を募り、プレゼンテーション、採否決定をしているが、行政からの補助金はゼロ。継続的な資金確保が困難なのは他団体と同様である。現在は地元企業等から寄付を集め、地域イベントでも募金を呼びかけているが、今後は何かしらのｍａｋｅ　ｍｏｎｅｙの仕組みを考え出さなければいけない。

子どもたちの時間が細切れになっていることも悩みの種。採択に困るほど、実現したい夢の企画がたくさん提案されるのが理想だが、何人かで集まってやりたいことを案にまとめ、さらに実現にまでもっていくことは、今の子どもたちにはハードルが高い様子で、かなり手厚い伴走がないと難しいようだ。

実現事例の蓄積が、子どもたちにイメージと夢とやる気を持たせてくれると信じたい。

成果指標

成果指標	現状 （平成 30（2018）年度）	目標値 （令和 6（2024）年度）
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合（再掲）	64.5%	68.0%

主な取組指標	実績 （平成 30（2018）年度）
ジュニア・リーダーの人数①中学生②高校生③育成者・指導者	①　154 人 ②　　98 人 ③ 2,166 人
生涯学習市民リーダー登録者数（延べ）	156 人
社会教育関係団体のうち親子参加可となっている団体の割合	55.5%
子ども未来センターの協働事務室登録団体数	55 団体